

福岡県性暴力対策検討会議

報告書（最終とりまとめ案）

〈福岡発、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会の実現に向けて〉

令和 2 年 3 月

福岡県性暴力対策検討会議

はじめに

本県では、これまで、平成27年4月の「福岡県性犯罪防止対策検討有識者会議」の報告を踏まえ、性犯罪防止のための防犯カメラ設置に対する助成や「女性と子どもの安全みまもり企業」の登録促進といった、性犯罪の未然防止に取り組んできた。この結果、本県の性犯罪の認知件数は、令和元年は321件となり、この5年間で178件、約4割減少し、人口10万人当たりの認知件数はワースト2位から5位に改善したものの、依然として高い水準にある。

被害者支援については、平成25年に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設し、24時間365日体制で、電話相談、カウンセリング、病院や警察への付添、医療費の公費負担などの支援を行っており、平成28年度から3年間の平均で2,222件（電話相談1,977件、直接相談245件）の相談が寄せられている。

こうした中、平成31年2月の定例県議会において、議員提案により、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下、「条例」という。）が可決成立した。

この条例は、全国で初めて「性暴力」を定義するとともに、被害者に二次被害を生じさせる行為の根絶、性暴力根絶及び被害者支援に関する総合的な教育の実施、再犯防止に向けた加害者の社会復帰支援を規定している。

条例の全面施行に向けて、昨年7月に有識者及び関係機関で構成する「福岡県性暴力対策検討会議」（以下、「検討会議」という。）が設置された。

検討会議では、専門的見地から条例に基づく具体的施策を検討するため、3つの部会を設置し、これまで「教育・被害者支援部会」を4回、「加害者対策部会」を5回、「性暴力対策調査・研究部会」を2回開催してきた。各部会では、性暴力根絶に関する活発な議論が行われ、その検討結果をとりまとめたので報告を行うものである。

県においては、県民、事業者、市町村と連携し、今回、とりまとめた報告書を参考として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会を実現されるよう、実効性のある取組に期待する。

令和2年3月12日

福岡県性暴力対策検討会議
座長 松浦 賢長

目 次

1	性犯罪をはじめとする性暴力の現状と課題について	……	2
	(1) 「性暴力」及び「性犯罪」の定義		
	(2) 性犯罪をはじめとする性暴力の現状		
	(3) 本県の取組		
	(4) 性暴力被害者支援センター・ふくおかの取組		
	(5) 刑事施設における性犯罪受刑者処遇の現状		
2	教育・被害者支援に関する具体的方策について	……	15
	(1) 専門家等の養成と派遣		
	(2) 性暴力被害者支援の充実・強化		
3	加害者対策に関する具体的方策について	……	28
	(1) 加害者対策の対応のあり方		
	(2) 住所等届出制度		
	(3) 再犯防止対策（加害者相談窓口の設置等）		
4	性暴力対策に関する具体的方策について	……	38
	(1) 条例第16条第1項の「協議・検討の場」のあり方		
	(2) 性暴力となる行為に関する考え方（指針）の検討		

（参考資料）

資料1…福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

資料2…福岡県性暴力対策検討会議設置要綱

資料3…福岡県性暴力対策検討会議委員部会名簿

資料4…福岡県性暴力対策検討会議運営方針

資料5…福岡県性暴力対策検討会議及び各部会の開催状況

資料6…関係機関及び専門家へのヒアリング

1 性犯罪をはじめとする性暴力の現状と課題について

(1) 「性暴力」及び「性犯罪」の定義

本条例上の定義は、以下のとおりである。

①性暴力

性犯罪、配偶者等性暴力（※1）、ストーカー行為（※2）、セクシュアル・ハラスメント（※3）その他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（自己決定権）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（性的人格権）を侵害する行為をいう。

※1 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

※2 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。

※3 相手の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。

②性犯罪

○刑法に基づく罪

- ・ 強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ、未遂罪、致死傷含む）
- ・ 強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、未遂罪、致死傷含む）
- ・ わいせつ目的略取及び誘拐（未遂罪含む）
- ・ 強盗・強制性交等及び同致死（未遂罪含む）

○児童福祉法に基づく罪

- ・ 児童にいん行させる行為

※対等ではない関係に当てはまるため「性犯罪」として、本条例の定義の中に含まれている。

○児童買春・児童ポルノ法に基づく罪

- ・ 児童買春
- ・ 児童ポルノ所持、提供等

- 盗犯等の防止及び処分に関する法律に基づく罪
 - ・常習強盗・強制性交等罪
- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律に基づく罪
 - ・私事性的画像記録提供等
- その他
 - ・自己の性的好奇心（又は欲求）を満たす目的で犯した罪
（迷惑行為防止条例上の痴漢、盗撮や青少年健全育成条例上の青少年に対するいん行又はわいせつな行為を含む）
※性的行為を規制する新たな法律が制定された場合への対応も想定し規定

（２）性犯罪をはじめとする性暴力の現状

全国の性暴力被害及び本県の性犯罪の状況は、以下のとおりである。

①性暴力被害の現状（出典：平成 29 年 3 月内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」）

○被害経験

- ・異性から無理やりに性交等された経験のある女性は、13 人に 1 人。
(7.8%)

○加害者との関係

- ・「配偶者・元配偶者」、「交際相手・元交際相手」が 23.8%、次いで「職場・アルバイト先の関係者」が 14.0%など、顔見知りからの被害が 7 割。

○相談経験

- ・異性から無理やりに性交等された経験のある女性のうち、だれかに打ち明けたり相談したりした人は、38.3%にとどまっている。
- ・特に、「警察に連絡・相談した人」は、女性では 2.8%。
- ・相談しなかった理由として、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が 55.4%と最も多く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(27.7%)、「そのことについて思い出したくなかったから」(24.1%) などとなっている。

②本県の性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）の現状（出典：福岡県警察）

○性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）認知件数は高水準で推移している。

- ・性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）認知件数は近年減少傾向にあるが、全国順位は依然として上位（表 1）にある。
- ・性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）発生率（人口 10 万人当たり認知件数）は、平成 30 年までの 9 年連続ワースト 2 位から令和元年は 5 位と改善したものの、依然として上位（表 2）にある。

表1 本県の性犯罪（※）認知件数の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
刑法犯		54,663	46,619	42,126	36,701	34,520
性犯罪	強制性交等	84	56	90	93	88
	強制わいせつ	492	379	321	288	233
	計	576	435	411	381	321
	全国順位	3位	6位	7位	8位	8位

※強制性交等（平成29年刑法改正までは「強姦」、強制わいせつ

表2 本県の性犯罪（※）被害発生率（人口10万人当たり認知件数）の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
性犯罪被害発生率		11.31	8.54	8.03	7.44	6.26
全国順位		2位	2位	2位	2位	5位

※強制性交等（平成29年刑法改正までは「強姦」、強制わいせつ

○県警察におけるストーカー・DV事案相談等件数は高水準で推移している（表3、表4）。

- ・ストーカー事案相談等件数：全国2位（平成30年）
- ・DV事案相談等件数：全国11位（平成30年）
- ・ストーカー規制法に基づく禁止命令発令数（117件）：全国1位（平成30年）

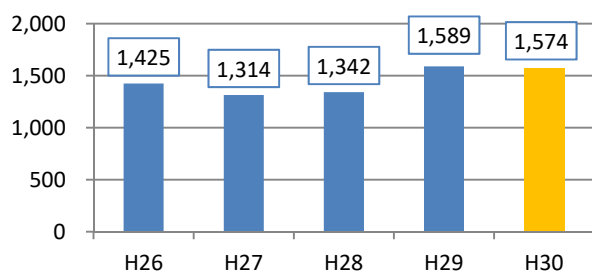


表3 ストーカー事案相談等件数

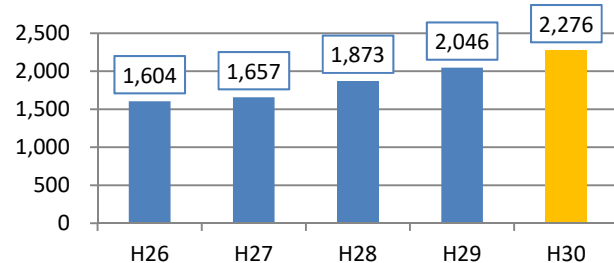


表4 DV事案相談等件数

(参考) 令和元年における性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)被害者の年代別、学識別、場所別、性別数(出典:福岡県警)

○ 年代別



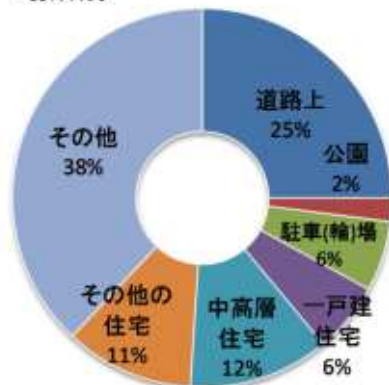
10歳代、20歳代の被害が全体の約8割を占める。

○ 学識別



有職者の被害が約4割を占める。次いで小学生以下の被害が多い。

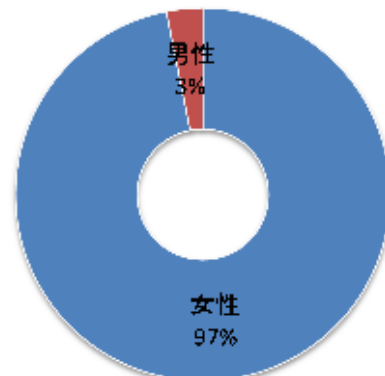
○ 場所別



※ その他～ホテル・深夜飲食店等

道路上、公園、駐車(輪)場での発生が3割を超える。

○ 性別



被害者の大多数は女性。

※ 各円グラフの「%」は、小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

③性犯罪(※)者の現状(出典:平成27年犯罪白書)

※この項における性犯罪とは、刑法改正前の強姦(準強姦や致死傷含む)、強制わいせつ(準強制わいせつや致死傷含む)、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦及び都道府県の迷惑防止条例上の痴漢、盗撮等をいう。

○出所事由別では満期釈放者の再犯率が高い。

- ・性犯罪者の再犯率(性犯罪の有罪判決を受けた者のうち、裁判確定から5年以内に再び有罪の裁判を受けた者の割合※)は性犯罪の再犯に限ると13.9%。
- ・特に、仮釈放者の性犯罪再犯率(※)は10.3%(表1 仮釈放の「性犯罪再

犯（刑法犯）あり（3.6%）」及び「性犯罪再犯（条例違反）あり（6.7%）」の合計）であるのに対して、満期釈放者の性犯罪再犯率は25.4%と、顕著に高い。

※表1「性犯罪再犯（刑法犯）あり」及び「性犯罪再犯（条例違反）あり」の合計

表1 性犯罪者出所事由別性犯罪再犯率（出典：平成27年犯罪白書）

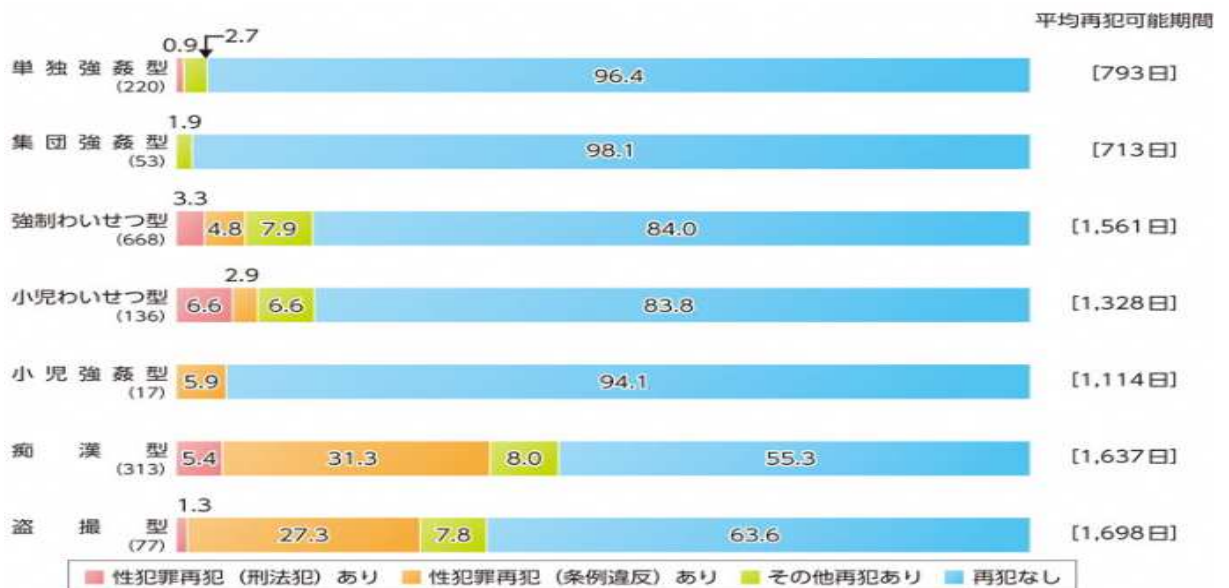


※平均再犯可能期間：調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの期間から、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値。

○類型別では、痴漢、盗撮、小児わいせつの順で再犯率が高い。

・性犯罪の類型別では、痴漢や盗撮による再犯の割合が高く、次いで小児わいせつ型（被害者が13歳未満の者を含む単独犯）となっている。

表2 性犯罪者類型別再犯率（出典：平成27年犯罪白書）

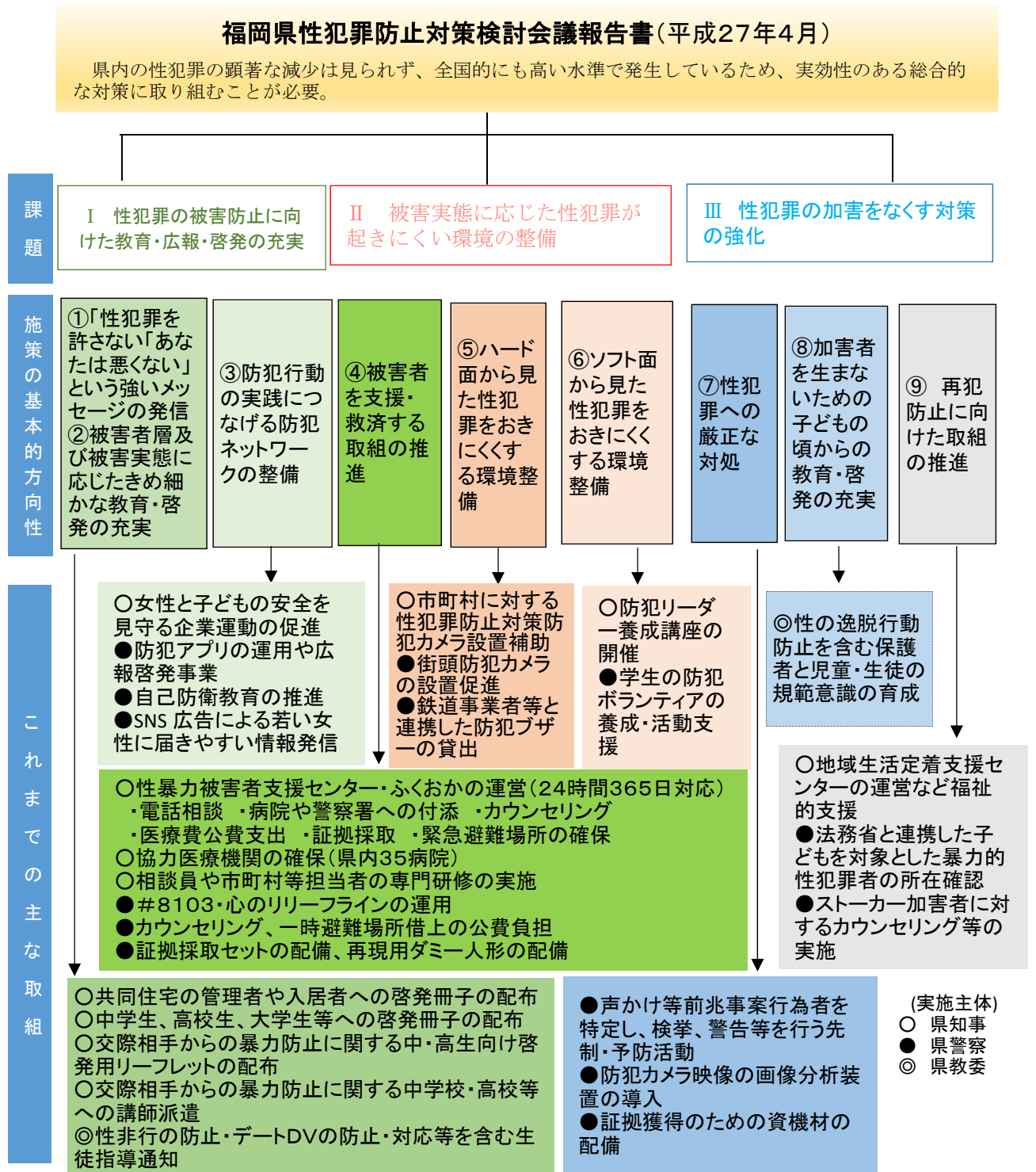


(3) 本県の取組

○福岡県性犯罪防止対策検討会議報告書（平成27年4月）に基づく本県の取組

県では、性犯罪認知件数が高い水準で推移していた状況から、性犯罪の防止に向けた総合対策を検討するため、平成26年度に学識経験者、関係機関からなる「福岡県性犯罪防止対策有識者会議」を設置した。

県では、この会議でとりまとめられた「福岡県性犯罪防止対策検討会議報告書」に基づき性犯罪防止対策を進めてきた。



(4) 性暴力被害者支援センター・ふくおかの取組

性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターとして、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を協働で運営し、以下の取組みを行っている。

○性暴力被害者支援センター・ふくおかの概要

- ・設置年月日：平成25年7月30日
- ・運営主体：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・相談員数：非常勤50名程度
- ・常時体制：相談員2名以上
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者

○支援内容

- ・身体的ケア
婦人科等診察の付添い支援
公費負担制度（緊急避妊薬、性感染症検査等）
- ・精神的ケア
電話相談
精神科、心療内科診察の付添い支援
公費負担制度（精神科・心療内科診察、カウンセリング）
- ・司法手続きの支援
証拠資料採取（警察への届出がなくても匿名で証拠採取・鑑定が可能）
公費負担制度（無料法律相談）
弁護士の紹介、付添い支援（刑事手続き支援、被害者参加、損害賠償請求、マスコミ対応）
警察、検察への付添い支援（被害届、事情聴取、実況見分等）
裁判への付添い支援（出廷、傍聴）、代理傍聴
- ・生活支援
行政窓口への付添い支援（公営住宅の優先入居、生活保護の申請、就労支援など）
社会資源の紹介
公費負担制度（緊急宿泊費）

○支援実績（開設から平成30年度末までの累計）

- 電話相談：7,689件
- 直接支援（※）：968件
- ※面接、付添い等支援員が会って支援したものを言う。

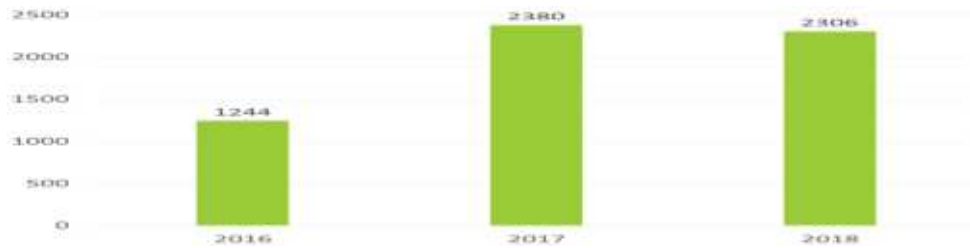
○その他

- ホームページを通じた広報
- 中学校、高等学校での性暴力に関する出前授業
- 資質向上のための外部講師を招聘した研修（関係機関へも参加を呼びかけ）

①電話相談

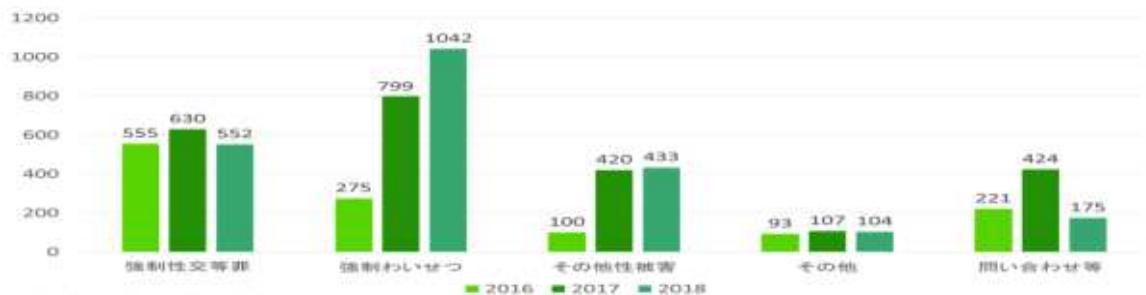
○相談件数

平成 28 (2016) 年度から平成 29 (2017) 年度にかけて、ほぼ倍増しており、平成 30 (2018) 年度も高止まりしている。



○被害内訳

強制わいせつの被害にかかる相談が急増している。その他性被害に含まれる SNS に起因する相談も増加している。



○相談時間帯・相談者

相談時間帯については、日中(9～17時)が4割を占めるが、17～22時、22～9時もそれぞれ3割程度相談がある。相談者については、本人からの相談が最も多いが、未成年者の場合は学校の教員から相談を受けるケース等も一定数ある。



○相談者属性

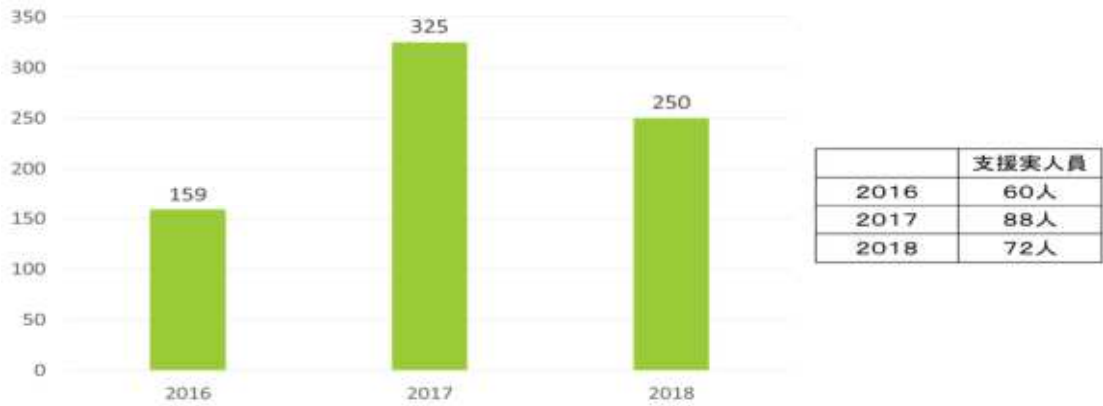
被害者年代については、10代以下～20代が半数以上を占め、支援が必要な深刻なケースが多い。被害時期については、急性期(2週間以内)の割合は増加傾向にある。



②直接支援

○支援件数

平成 29 (2017) 年度は未成年者の支援が重なり突出して多かったが、高い水準が続いている。



	支援実人員
2016	60人
2017	88人
2018	72人

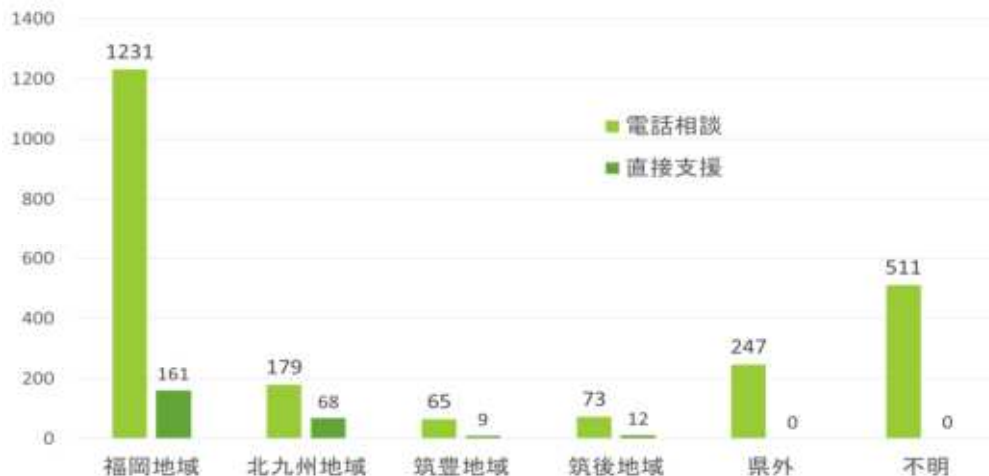
○支援の内容

面接・カウンセリングが多くを占め、次いで、法律相談、病院受診のケースが多い。



③相談者地域

センターが所在する福岡地域が多くなっており、北九州地域、筑後地域、筑豊地域の順に多くなっている。

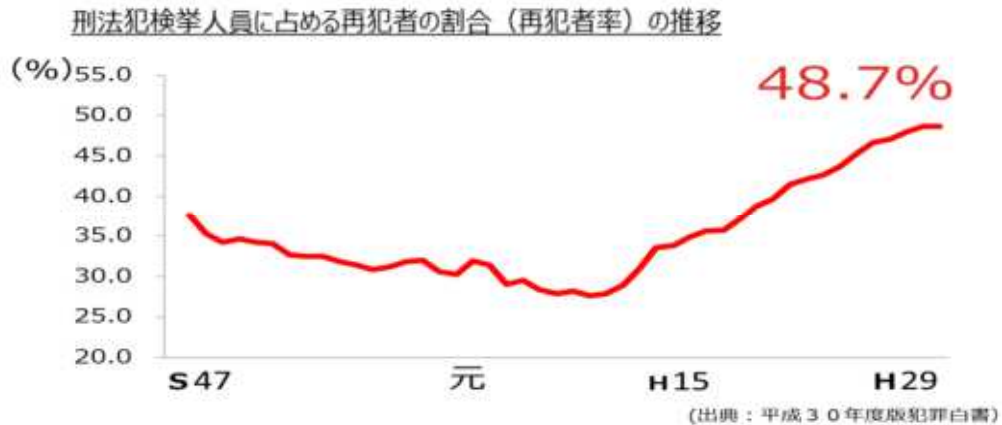


(5) 刑事施設における性犯罪受刑者処遇の現状

①再犯防止推進法と再犯防止推進計画

○刑法犯の再犯の現状

- ・安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、再犯者率が高くなっていることを踏まえ、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となる。



○「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月公布・施行)

- ・刑務所や少年院に収容され釈放される受刑者、非行少年の再犯・再非行の防止に着目した初めての法律。
- ・国だけでなく地方公共団体においても、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることを明記。
- ・都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を策定する努力規定。

○「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定)

⇒5つの基本方針と7つの重点課題

・5つの基本方針

- ①関係機関団体の緊密な連携協力
- ②刑事司法手続での切れ目ない指導及び支援
- ③犯罪被害者の心情理解
- ④社会情勢等に応じた見直し
- ⑤国民の関心と理解を得るものとする

・7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等と連携した就学支援
- 4 特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動、広報・啓発活動の促進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

(参考) 福岡県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)

- 第1 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組み
- 第2 就労・住居の確保のための取組み
 - 1 就労の確保
 - 2 住居の確保
- 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組み
 - 1 高齢者・障がいのある人への支援
 - 2 薬物依存を有する人への支援
- 第4 特性に応じた効果的な支援のための取組み

- 1 暴力団員の社会復帰に対する支援
- 2 飲酒運転防止のための取組み
- 3 性犯罪等加害防止のための取組み
- 第5 学校等と連携した修学支援の実施と非行防止等のための取組み
 - 1 学校等と連携した修学支援の実施
 - 2 学校等と連携した非行防止等のための取組み
- 第6 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組み
 - 1 民間協力者の活動促進
 - 2 広報・啓発活動の推進

②性犯罪受刑者の再入状況

○平成29年における刑法犯の成人検挙人員のうち、

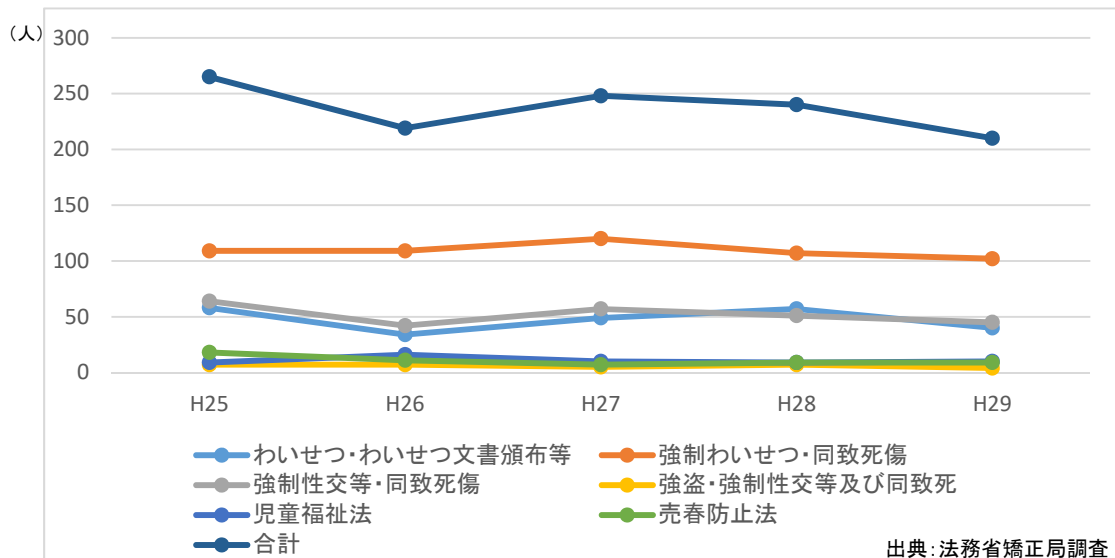
- ・「強制性交等罪」の同一罪名の前科を有する者の比率は4.8%。
 - ・「強制わいせつ罪」の同一罪名の前科を有する者の比率は8.2%。
- (参考：窃盗⇒20.3%，恐喝⇒18.3%)

○平成25年の出所受刑者の5年以内再入率

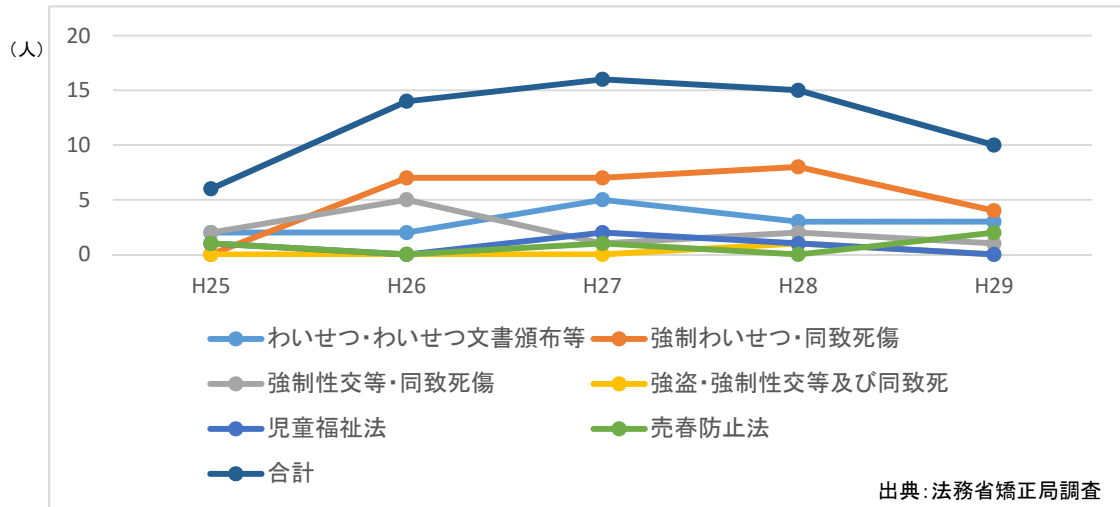
- ・強姦，強制わいせつは22.5%である。
- (参考：窃盗⇒43.7%，傷害・暴行⇒35.8%，覚せい剤取締法違反 ⇒ 48.5%)

(出典：平成30年度版犯罪白書)

○全国における入所度数2度以上の新受刑者の状況について



○福岡県における入所度数2度以上の新受刑者の状況について

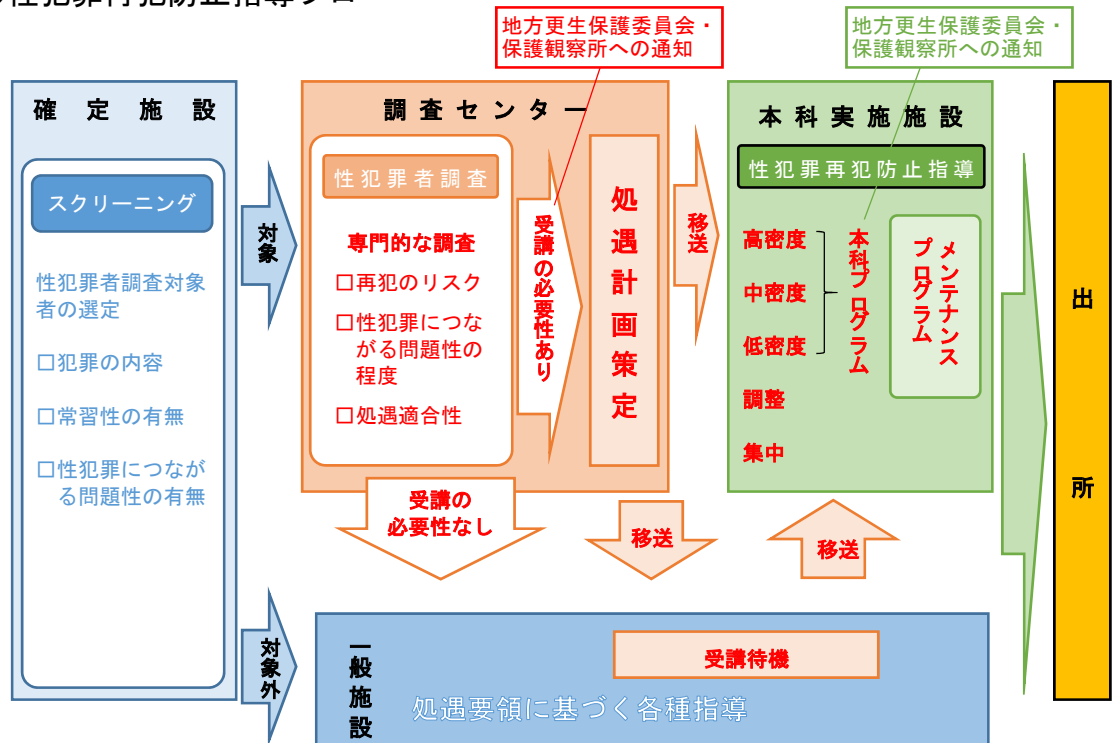


③刑事施設における性犯罪者再犯防止指導

○目的

- ・性犯罪につながる認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ，その改善を図るとともに，再犯をしないための具体的な方法を習得させる。

○性犯罪再犯防止指導フロー



○性犯罪再犯防止指導カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	・指導の構造、実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己統制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 ・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知の歪みと変容方法	グループワーク 個別課題	・認知が行動に与える影響について理解させる。 ・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 ・認知の再構築の過程を自己統制計画に組み込ませる。	必修	選択	—
第3科 対人関係と親密性	グループワーク 個別課題	・望ましい対人関係について理解させる。 ・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	・感情が行動に与える影響について理解させる。 ・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第5科 共感と被害者理解	グループワーク 個別課題	・他者への共感性を高めさせる。 ・共感性の出現を促す。	必修	選択	—
メンテナンス	グループワーク 個別課題	・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 ・作成した自己統制計画の見直しをさせる。 ・社会内処遇への円滑な導入を図る。			

○その他各種プログラム

- ・準備プログラム ～本科（高密度・中密度）指導対象者への動機付けを高めるための事前指導。
- ・調整プログラム ～知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れたもの。
- ・集中プログラム ～刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させたもの。

○指導期間

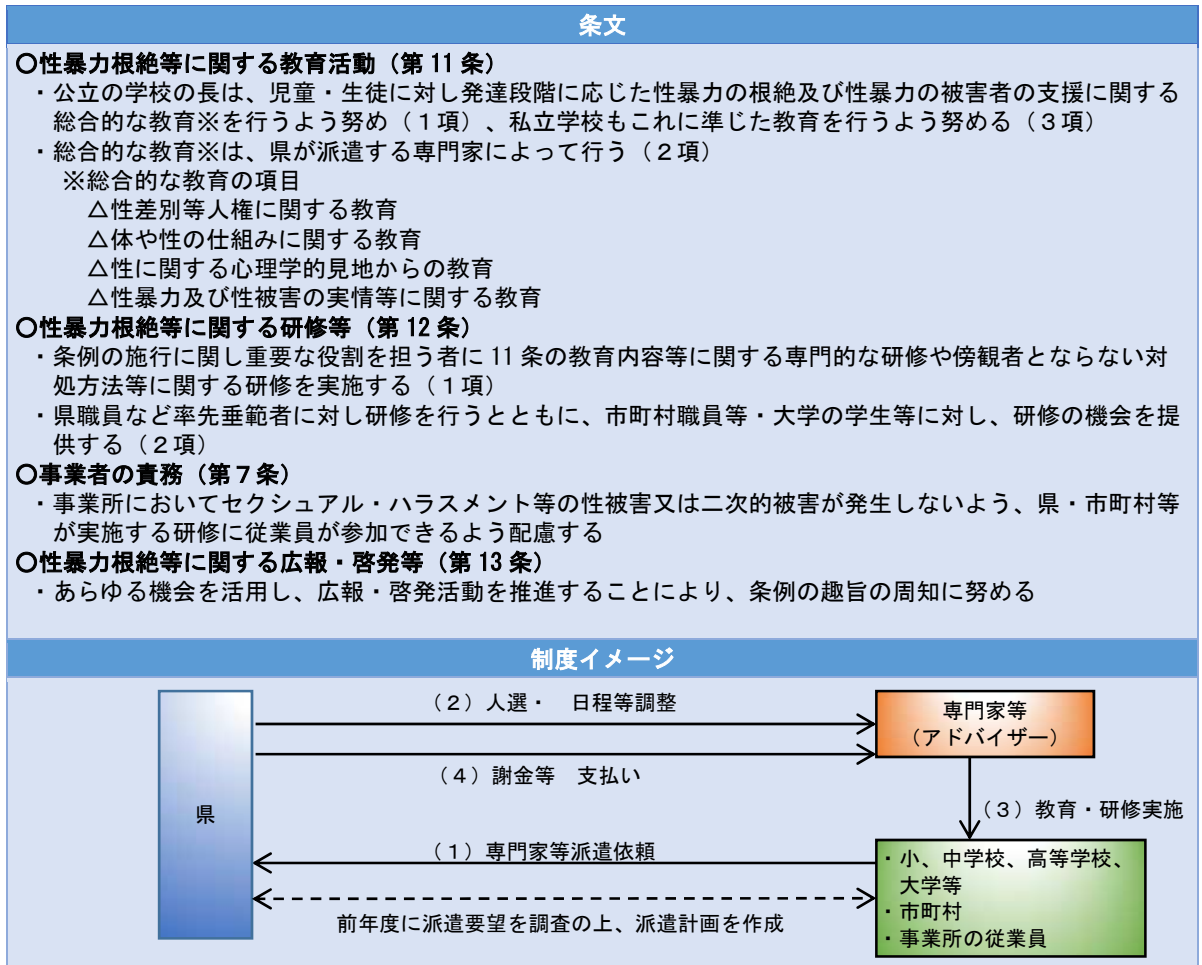
最長の高密度でおおむね8か月。

○指導担当者

一定期間の研修を受けた教育専門官及び処遇カウンセラー（性犯担当）。

2 教育・被害者支援に関する具体的方策について

(1) 専門家等の養成と派遣



① 条例に基づく教育の位置づけについて

- 条例上の以下の4つの教育分野のうち、これまで学校現場で性教育（次ページの表①）として行われてきたⅠ～Ⅲの分野との関係性を保ちながら、Ⅳの分野を中心とした教育を行うため、性暴力対策アドバイザー派遣制度（次ページの表②）を創設することとしてはどうか。

〔条例上の4つの教育分野〕

- Ⅰ 性差別等人権に関する教育
- Ⅱ 体や性の仕組みに関する教育
- Ⅲ 性に関する心理学的見地からの教育
- Ⅳ 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

- 一方で、既にある類似の専門家等派遣事業（次ページの表③～⑥）と本アドバイザー派遣制度との棲み分けを整理しながら、本条例の趣旨を踏まえた教育を行っていくこととしてはどうか。

事業名	実施主体	事業概要	主な教育分野	低、 小学校 高学年	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校
①学校における性に関する教育（いわゆる性教育）	県教委	各教科内の性に関する教育（性教育）やクラス担任による指導等	I～III	○	○	○	○	○
②性暴力対策アドバイザー（仮称）派遣事業	県	スクールカウンセラー及び関係団体の相談員等が「IV性暴力及び性被害の実情等」に関する教育を行う	IV	○	◎	◎	◎	◎
③デートDV防止講師派遣事業	県	中学、高校生を対象にデートDV防止に関する授業を講師派遣により行う	I、IV			○	○	○
④非行防止教室	県警	学校の依頼に基づき、暴力、窃盗等の非行の予防教育を実施しており、一部で性加害被害防止教育を取り入れている。	I、IV			○	○	
⑤性に関する指導推進事業	県教委	生徒、教職員及び保護者を対象に、専門家による講演会や相談活動を実施	II、III			○		○
⑥健康教育推進事業（性と心の健康相談）	県教委	産婦人科医、精神科医を派遣し、性及び心に関する講演会等及び個別的な健康相談を実施	II、III				○	

◎は2020年度より先行実施

② 対象者、派遣方法及びスケジュールについて

- 学校については、下表の対象者区分に従い、先行実施校で実施の上、条例第16条に基づく協議・検討の場で検証を行い、アドバイザーを派遣することとしてはどうか。

対象者		派遣スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降	
学校	公立	高校生	先行実施・検証→	全校実施→			
		中学生	先行実施・検証→	全校実施→			
		小学校高学年	先行実施・検証→	全校実施→			
		小学校低、中学年	-	先行実施・検証→	希望校実施→		
		特別支援学校生	先行実施・検証→			全校実施→	
	私立学校生	先行実施・検証→	希望校実施→				
県 （※） 職員	条例施行に重要な役割を担う者（県関係部局職員）	毎年度、新規担当者（ラインの係長・管理職を含む）に対して研修を実施					
	上記以外の部局の職員	所属研修や職員研修所研修により研修を実施					
県内の地方公共団体の特別職・一般職（率先垂範者）		各地方公共団体の研修会（職員研修所でのものも含む）への派遣等により研修を実施					
大学・専門学校、事業所の従業員		アドバイザー派遣制度をあらかじめ周知の上、大学・専門学校等の研修会やガイダンスへの派遣のほか、県内数力所での啓発セミナーを開催					

※県警察、県教育庁を含む

- 学校以外については、研修時の受講者アンケートをその都度実施し、これを参考にしながら、効果的な方法を模索して進めてはどうか。
- 来年度からの先行実施校に向けて指導の手引きや教材を作成するため、今年度は模擬授業を行ってはどうか。⇒ 中学校、高等学校、特別支援学校で実施済（3校）。

- 令和2年度は、アドバイザー派遣制度の実施方法や内容等を検証するため、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、私立学校の100校程度で先行実施を行ってはどうか。
 - 条例上の率先垂範者である県職員や教員においては、性的問題行動を起こす者も一定数いることから、このような事案が起こらないような研修や、加害者となるおそれのある者に対する対応について、以下のとおりとしてはどうか。
 - ア 教員について
 - ・現状の不祥事防止対策や綱紀肅正の取り組みを継続するとともに、取り組み内容に改善すべき点がないか、適宜見直しを行う。
 - ・県職員合同所属研修で活用されている「職員倫理チェックリスト～倫理規程上の禁止行為など」や教育庁職員が実施している「性的非行の撲滅に関するチェックシート」等を参考に、現行の不祥事防止のためのチェックリストの見直しを検討する。
 - ・他自治体教育委員会等の先進的な取組等に関する状況把握に努める。
 - イ 一般事務等の県職員について
 - ・現行の性暴力根絶条例の周知徹底等の取組は継続。
 - ・「性的問題に関する自己チェックシート（仮称）」を作成し、全職員に配付。
 - ・自己チェックシートの配付にあわせて、相談を希望する場合の相談先を教示する。
- ③ アドバイザーの養成について
- アドバイザーは、条例上の4つの教育分野（15ページ参照）及び講義をする上で、重要となる教え方（教育方法）についても学ぶ必要があるのではないか。
 - また、性暴力は相手の性的自己決定権及び性的人格権を侵害する人権侵害であることから、アドバイザーは、人権の視点からの性暴力についても学ぶ必要があるのではないか。
 - 本年度は、各教育分野に加え、特別支援教育に精通した者をそれぞれのスーパーバイザーとして委嘱し、アドバイザー養成講座の講師やテキストの監修（養成講座の質を確保するため、到達目標と評価テストの作成を含む。）を担ってもらってはどうか。⇒ 3月16日にアドバイザー養成講座を実施。
 - 福岡県臨床心理士会、性暴力被害者支援センター・ふくおか、性障害専門医療センターSOMEC等の関係機関から推薦された相談員等にアドバイザー養成講座を受講してもらい、学校には相談員や心理職を派遣し、大学や事業所には相談員等を派遣することとしてはどうか。
 - スクールカウンセラーである心理職には、講義の講師のみならず、児童生徒からの性暴力被害等の相談に応じるという観点から、できるだけ多くの方にア

ドバイザー養成講座を受講してもらってはどうか。

- アドバイザー養成講座は、将来的には県内の大学において官学連携による取組などの制度を確立した上で、アドバイザーの資質向上のため、登録期間を3年間程度と定め、登録更新の際に同講座を受講することを条件として定めてはどうか。
- アドバイザーは、講義を行うのみではなく、教員が講義後のフォローアップができるよう学校側にアドバイスをする仕組みを取り入れてはどうか。

④ 教育・啓発内容について

- アドバイザー派遣制度の講義は、以下の実施方法をベースにしてはどうか。

ア 受講単位

全校一斉実施又は1学年での実施。

イ 講義資料

県がスーパーバイザー監修のもと作成した資料をベースとして、個々のアドバイザーが適宜アレンジを加えたものを使用。

ウ アンケート

県が作成したアンケートを生徒、学校の教師に実施。

エ タイムスケジュール（全体50分の場合）

- ・講師の自己紹介など（5分）
- ・講師による講演、討議・グループワーク等（35分）
- ・まとめ・質疑応答・アンケート記入（10分）

- 本教育における到達目標及び留意点は、以下のとおりとしてはどうか。

【全体の到達目標】

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

【各校種における到達目標】

〈小学校低・中学年〉

「大事なところ」について知る。

- ① 「大事なところ」はどこかを知る。
- ② 「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわせない」を知る。
- ③ いいタッチ／わるいタッチを知る。
- ④ 信頼できる大人に相談できること（権利）を知る。

〈小学校高学年〉

「境界線」について知る。

- ① 「境界線」を知る。
- ② コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる。
- ③ 信頼できる大人に相談する権利があることを知る。

〈中学校〉

性暴力は権利の侵害であることを知る。

- ① 性暴力の背景を知る。
 - (1) 「女らしさ」「男らしさ」がどのように押しつけられているかを探る。
 - (2) 対等な関係について考える。
 - (3) 「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る。
- ② 性暴力の事例を知る。
- ③ 信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや、相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）を知る。

〈高等学校〉

性暴力の実態と社会の取り組みを知る。

- ① 性暴力は身近で発生していることを知る。
- ② 被害の影響を知る。
- ③ 二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。
- ④ 性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る。

〈特別支援学校〉

小学校低・中学年～高等学校の内容に準じ、受講児童生徒の障がいの状態、発達の段階に応じて個別に内容を検討。

【実施上の留意点】

○小学校低、中学年～高等学校

- ・保護者に対しても、家庭等で気をつけてほしいことなどについて伝える。
- ・事前に関係者間（学校、保護者、地域の専門家等）の合意形成をしておく。
- ・事前にハイリスク生徒（これまでに性暴力の被害にあった生徒、性暴力を行った生徒、性暴力に係った近親者をもつ生徒）のフォローアップを確認しておく。

○特別支援学校

- ・上記に加え、障がい種別ごとに以下に留意する。

〔知的・病弱〕

生徒の実態に応じて、同学年でも細かくグループ分けをし、内容を検討するなどの支援が必要。また、病弱についても生徒の実態に応じての

支援が必要である。

〔聴覚〕

聞こえなくても理解しやすい教材を作る必要がある。また、聴覚だけではなく知的な部分も併せ有する場合もあるので、生徒の実態に応じて、支援する必要がある。

〔視覚〕

見えなくても理解しやすい教材を作る必要がある。

〔肢体不自由〕

生徒の実態に応じての支援が必要である。

⑤ 既取組の再構築について

- これまでの知事部局、県警察、県教育委員会の広報・啓発の取組を、条例の基本理念、基本的指針に照らし合わせ、以下の方向で見直しを行うべきではないか。

【県知事部局】

現状の取組内容	取組の概要	見直しの有無	見直しの方向性又は見直さない理由
・女性と子どもの安全を見守る企業運動の促進	・性犯罪防止の県民運動に参画する企業を募集し、活動ステッカーの配付や従業員教育等のための情報提供を行う ・みまもり企業研修会の開催など、自社社員の安全確保や地域貢献活動の支援を行う	有	・条例7条により、事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害及び二次被害を発生させないことが事業者の責務として定められており、みまもり企業にも、その責務を担っていただく必要があることから、性暴力対策アドバイザー派遣制度（仮称）の教育内容等を踏まえ、企業に対する研修や啓発内容の一部を見直す方向で検討
・中学生、高校生、大学生等への啓発冊子の配付	・デートDVや性暴力に関する啓発冊子を作成し、各学校の協力を得て配付しているもの	有	・性暴力対策アドバイザー派遣制度（仮称）やその教育内容を踏まえ、配付の対象を小学校高学年にも広げるとともに、当該制度による講義の事前配付教材の役割を果たすよう、冊子内容を見直す方向で検討
・共同住宅の管理者や入居者への啓発冊子の配付	・共同住宅の入居者及び管理者向けの性犯罪防止のための啓発冊子を作成し、業界団体、福岡県宅地建物取引業協会等の協力を得て配付	有	・性暴力対策アドバイザー派遣制度（仮称）の教育内容等を踏まえ、冊子内容を見直す方向で検討
・専修学校と連携したネットワークを構築し、性犯罪防止の取組を促進	・情報交換等のネットワークに加入している学校の生徒・学生に対し、性犯罪発生等の情報をメールで配信（ネットワーク通信）したり、研修会を開催したりしている	有	・性暴力対策アドバイザー派遣制度（仮称）の教育内容等を踏まえ、その内容を充実するよう見直す方向で検討
・女性と子どもの安全・安心防犯フェア及び防犯ブザーの普及	・新年度に向けて、進学・就職等の春先に、県内の家電量販店、ホームセンターの協力を得て、防犯ブザー、補助錠等の防犯グッズ及び関連商品のコーナーを設置してもらい、1人暮らしをする方等に対して防犯意識を喚起し、防犯用品等の設置・携帯や利用を促すもの	無	・企業の協力を得て、防犯意識の向上及び防犯用品の普及を図ることを目的としているため
・親子のための防犯教室	・防犯意識の向上及び防犯グッズの普及のため、夏休み期間中に親子を対象にクイズ形式等の防犯教室や防犯デコレーション教室、防犯グッズの配布等を大型商業施設で実施しているもの	有	・比較的低年齢の子どもとその親を啓発の対象としており、あらゆる機会を活用して、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報啓発活動を推進する必要があることから、性暴力対策アドバイザー派遣制度（仮称）の教育内容等を踏まえ、その内容を充実するよう見直す方向で検討

【県警察】

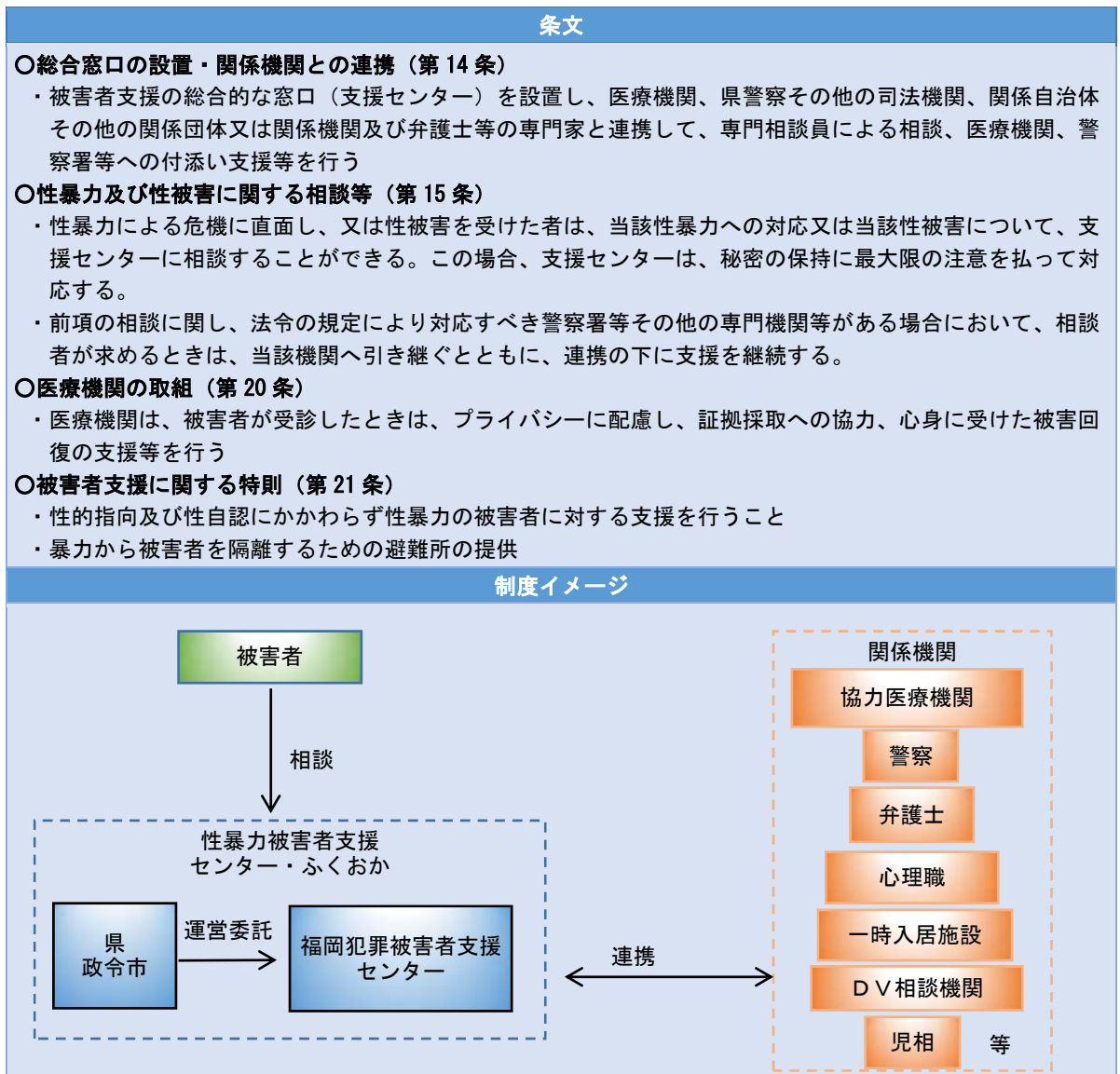
現状の取組内容	取組の概要	見直しの有無	見直しの方向性又は見直さない理由
・防犯アプリ「みまもっち」の運用及び広報啓発事業	・スマートフォン用防犯アプリを通じて、主に性犯罪の被害者層である若い女性を対象に事件情報や各種防犯情報を提供することで、自主防犯行動の促進を図るもの。	無	・H31.1 に防犯動画等を配信する機能を追加するリニューアルを行ったことや、R1.8 末現在 10 万 5 千件以上ダウンロードされ、性犯罪や前兆事案の情報発信ツールとして広く周知されているため
・性犯罪防止DVD等を活用した自己防衛教育（SDE）の推進	・性犯罪に対する防犯知識の向上のため、H28 に制作した性犯罪防止DVD等を活用して、性犯罪の被害者層に当たる学生（高校生、大学生及び専門学校生）の防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図るとともに、併せて教育現場における防犯教育の活性化も図るもの。	無	・犯罪予防に的を絞ったツールとして有効であるため
・性被害防止のためのチラシ、リーフレットの制作、配布	・性犯罪防止のためのチラシ、リーフレットを制作し、各種キャンペーン等で配布しているもの。	有	・各種キャンペーンや防犯教室での広報啓発は重要であることから実施するもので、配布物の内容については、犯罪の発生状況等を踏まえ、随時見直す方向で検討
・防犯性に配慮したセキュリティ・アパート、セキュリティ・ホームの広報啓発	・住宅侵入犯罪の予防と居住者の安心感醸成を図るために、一定の防犯設備基準を設け、基準を満たす建物に対しては、防犯性の高い住宅として認定する制度について広報啓発するもの。	無	・実施主体である福岡県防犯設備士協会と連携し、防犯を目的とした普及促進を図っていくものであるため
・ネット利用に起因した被害防止対策	・ネット利用に起因した被害について、実例をもとに制作したDVD教材の活用を教育現場に促し、情報モラル教育を推進することで被害防止を図るもの。	無	・SNSに起因した性犯罪被害が増加しており、犯罪に特化した広報啓発を行うため
・「女性に対する暴力対策の推進」広報啓発推進月間の実施（11月）	・女性に対する暴力をなくすことを呼びかけるポスターやリーフレット等を関係機関等に配布するとともに、メディアを通じて広報啓発するもの。	有	・私事性的画像被害防止法、性暴力に該当するストーカー・DV事案に関する広報啓発を行っているが、性暴力の特性など若年層にもわかりやすい内容等を盛り込んでいく方向で検討
・DV・ストーカー事案における警察の対応等を記載した広報啓発用リーフレットの作成	・DV・ストーカー事案における警察の対応等を記載したリーフレット（「ストップDV!」、「ストーカー」）をそれぞれ警察署に配置し、相談者等に交付しているもの。	有	・性暴力の特性など若年層にもわかりやすい内容等を盛り込んでいく方向で検討
・広報動画「DV対策」「ストーカー対策」「リベンジポルノ対策」の配信	・「DV対策」、「ストーカー対策」、「リベンジポルノ対策」に係る広報動画を県警察ホームページで配信しているもの。	無	・動画の内容を変更する必要がないため

【県教育委員会】

現状の取組内容	取組の概要	見直しの有無	見直しの方向性又は見直さない理由
・「性非行の防止」「デートDVの防止・対応」等を含む生徒指導通知	「夏季休業期間中における児童生徒の指導について」等、冬季、夏季を含む休業期間の際、「性非行の防止」「デートDVの防止・対応」等についての指導を各学校へ依頼	無	少年犯罪やその被害の未然防止となっているため
・「性の逸脱行動防止」を含む「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」	「望ましい行動の促進」「インターネットの適正利用」「非行防止」の3つの学習テーマを設定。「非行防止」学習の内容に「性の逸脱行動防止」を含んでおり、専門性を有する外部講師を招聘。	無	少年犯罪やその被害の未然防止となっているため

- また、今後見直す予定の啓発冊子等については、アドバイザー派遣の事前配付や講演の際の資料として活用してはどうか。

(2) 性暴力被害者支援の充実・強化



① SNS等インターネットを活用した相談手法の導入について

○ 性犯罪認知件数や性暴力被害者支援センター・ふくおか（以下、「センター」という。）の相談件数に占める若年層の割合は高く、10代以下の被害者も一定数あることから、1人でも多くの被害者が相談に繋がるよう、以下のとおり、インターネットを使った相談を導入してはどうか。

ア 導入検討の選択肢

- ・LINE等のSNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）
- ・メール（ホームページ内へのフォームの設置）
- ・チャット
- ・その他

イ 導入に向けて

- ・システムの導入

- ・相談受付時間や相談員の勤務態勢等についての検討
- ・相談員への研修の実施
- ・相談員の増員等の体制整備

ウ スケジュール

- ・令和2年度：センター独自で試行実施、検証、実施の可否も含めた検討
- ・令和3年度：前年度の検証結果を基に実施予定

② 医療費の公費支出について

○ センターでは、以下のように、公費支出の対象とならない治療に自己負担を強いられる現状があるため、自らに非のない被害者に寄り添った支援を行い、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり公費支出の対象範囲を拡大してはどうか。

ア 性感染症や裂傷の治療費

〔現行制度〕

- ・公費での負担額は保険を適用せず10割を負担（保険を使うと、レセプトにより本人の産婦人科受診情報が保険者に知れてしまうため）。
- ・性感染症の検査料及び結果を聞く再診料は対象だが、治療費は対象外。
- ・裂傷等については一時的な処置費は対象だが、継続的な治療費は対象外。

〔問題点〕

- ・非のない被害者が被害を受けたことによる感染症や裂傷の治療を自己負担で行っている。
- ・性感染症の検査結果が陽性の場合、結果を聞いた当日は、自由診療（公費負担対象の再診料）と保険診療（自己負担の治療費）を混合できないため、後日、治療のため再度自己負担で受診することになる。
- ・被害者の中にはあえて遠方の医療機関を受診することもあり、受診回数が増えると余計に交通費がかかる。
- ・自己負担の治療のために県の協力医療機関以外の病院を受診しな場合、再度医師に説明をするのが被害者にとっては負担である。

〔改善案〕

- ・性感染症の治療費を公費支出の対象とすれば、結果を聞いた日に投薬ができ、検査から治療までを1つの医療機関で行う選択肢が増え、被害者の経済的、心理的負担が軽減されるのではないか。
- ・裂傷の治療についても公費支出の対象とすれば、被害者の負担が軽減されるのではないか。

イ 人工妊娠中絶費用

〔現行制度〕

- ・公費負担制度を使い緊急避妊薬を投薬したにも関わらず、妊娠した場合にのみ人工妊娠中絶費用を公費負担。

〔問題点〕

- ・被害を受け、妊娠してから相談につながるケース（例えば若年者で被害のことを周りの誰にも相談できず、妊娠してから被害を打ち明けるケース）の場合、人工妊娠中絶の公費負担の対象にならず、高額な中絶費用を自己負担することになる。

〔改善案〕

- ・「公費負担制度で緊急避妊薬を投薬したにも関わらず妊娠した場合」という条件を外し、被害者の負担を軽減すべきではないか。

③ 急性期医療の体制強化について

- センターでは、平成 29 年 7 月の刑法改正に伴い、協力医療機関における男性と子どもの医療体制について整理しているが、以下のような課題があるため、近年増加傾向にある子ども、男性からの相談や、SOGI に配慮した相談、これらの支援に対応するため、次のとおり協力医療機関と連携を図ってはどうか。

〔課題〕

ア 男性

- ・泌尿器科、耳鼻咽喉科、総合診療科など複数の科を受診することが必要で、受診科ごとに医師や看護師等が交代するため、被害者は何度も恥ずかしい思いをする。

イ SOGI（性的指向及び性自認※）に配慮を要する者

- ・タイプによっては男性と同様のことが起こる。
- ・SOGI に配慮した受診の対応が想定されておらず、書式の用意がない等、配慮されていないことがある。
- ・今後は、性別適合手術やホルモン剤投与を受けている人も含まれることが予想されるため、体制の整備が必要である。

※「SO」とは、セクシュアルオリエンテーション（性的指向）のことで、好きになる相手の性（性愛の対象）を指す。「GI」とは、ジェンダーアイデンティティ（性自認）のことで、自分自身を男性と認識するのか女性と認識するのか、あるいはどちらとはっきり決められない、どちらでもないなども含み、いわゆる「心の性」と呼ばれるもの。

ウ 子どもからの相談

- ・産婦人科では子どもの受診が想定されていないため、受診の際の配慮に限界がある。
- ・被害を受けた子どもの負担をできるだけ減らすための体制整備が必要である。

〔改善案〕

- ・県、センター、協力医療機関の参加により開催の「性暴力被害者支援事業連絡会議」等の機会を捉え、現状・課題の説明及び協力の依頼を行う。
- ・また、協力医療機関に対するセンターの研修参加への呼びかけを行う。

ア 男性からの相談

- ・被害者の感情に配慮した対応をはじめ、主となる診療科でコーディネートしてもらおう等の対応を協力医療機関へ要請する。
- イ SOGI（性的指向及び性自認）に配慮を要する者
 - ・SOGIに配慮した対応を協力医療機関に要請する。
- ウ 子ども
 - ・子どもの性被害への十分な配慮や対応を協力医療機関に要請する。

④ 性暴力被害者の精神的負担の軽減について

- 性暴力被害者は、他の犯罪の被害者と比べPTSD発症率が高いと言われており、早期に適切なケアを施すため、以下のとおり取り組んではどうか。

ア 精神科医療費の公費負担

センターでは、被害者の精神的ケアは心理職によるカウンセリングにより対応してきたが、中長期的な支援が増える中で、精神科等の医療機関でのケアが必要な相談者が増加。このため、令和元年度の創設した精神科医療費の公費支出制度について、被害者に広く周知するとともに、適切なケアが受けられるよう協力医療機関との連携を図る必要がある。

イ センターの体制強化

・心理職の配置

センターでは単独で心理職を任用し対応しているが、精神科医療費の公費負担制度を活用するなどし、より被害者の精神面のケアを効果的に行っていくためには、適切な人材配置が必要である。

また、近年増加している子どもの相談に対応するため、子どもの性被害の対応に熟練した心理職の配置が必要である。

・プレイセラピールームの整備

子どもの被害相談は、ほぼ全てが被害直後の相談であり、早期の面接や精神的ケアが必要である。しかし、現在ある一般的な面接室で中学生以下の子どもの面接を行うことは困難であり、遊戯療法（※）が実施できるプレイセラピールームの活用が必要である。

※遊びを通して感情や葛藤を表現し、他者との信頼関係を構築したり、自信を回復したりすることで、情緒的な安定を図るもの。

ウ 精神科医療機関との連携

センターと県医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会等とのネットワーク化を図り、共同研修や、定期的な協議の場を設け、連携強化を図る必要がある。

⑤ 避難所の提供について

- 性暴力被害者支援、DV・ストーカー、児童虐待それぞれの分野で以下のとおり緊急非難等の支援をしているが、引き続き、性暴力被害者支援センター・

ふくおか、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所が連携し、被害者の状況に応じてそれぞれの制度を活用又は適切な相談先につなぎ、避難所を提供すべきではないか。また、国の動向や支援の実情に応じて、今後、支援策の拡充を検討してはどうか。

ア 性暴力被害者支援

- ・ 緊急宿泊施設借上の公費負担（県警の支援を受けない場合県が実施・3泊以内）【短期】
- ・ 緊急宿泊施設借上の公費負担（県警・6泊以内）【短期】
- ・ 民間団体との協定に基づく入居先のあっせん【中長期】
- ・ 県営住宅の目的外使用【中期】

イ DV・ストーカー

- ・ 緊急宿泊施設借上の公費負担（県警・2泊以内）【短期】
- ・ 緊急宿泊施設借上の公費負担（県・男性被害者）【短期】
- ・ 女性相談所の一時保護【短期】
- ・ 民間シェルター【短期・中長期】
- ・ 婦人保護施設【中長期】
- ・ 母子生活支援施設【中長期】
- ・ 民間団体との協定に基づく入居先のあっせん（県警）【中長期】
- ・ 県営住宅の目的外使用【中期】

ウ 児童虐待

- ・ 児童相談所一時保護【短期】
- ・ 児童福祉施設等入所【中長期】

【参考】公費負担制度の一覧表

公費負担費用項目		現行	拡充案
身体的ケア	産婦人科等（※） 医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診料 ・ 処置料（初回診察時の応急的処置） ・ 性感染症検査費 ・ 緊急避妊措置薬費 ・ 人工妊娠中絶費（公費負担で緊急避妊薬を投与した場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診料 ・ 処置料（初回診察時の応急的処置） ・ 性感染症検査・治療費 ・ 裂傷治療費 ・ 緊急避妊措置薬費 ・ 人工妊娠中絶費（緊急避妊薬投与の条件なし）
	精神科・心療内科 医療費	—	（新設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 診察料 ・ 検査料 ・ 処方料 ・ 処方される薬代 ・ 診断書料
	カウンセリング費	・ 無料提供	・ 無料提供
司法手続きの支援	弁護士相談費用	（令和元年から新設） ・ 2回まで無料提供	・ 2回まで無料提供
	証拠資料採取	・ 無料提供	・ 無料提供
生活支援	緊急宿泊費	・ 3泊まで無料提供	・ 3泊まで無料提供

※被害者が男性の場合における肛門科、耳鼻咽喉科等を含む。

3 加害者対策に関する具体的方策について

(1) 加害者対策の対応のあり方

- 性暴力は、条例第3条第1項第1号に定めているように、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であるから、これを根絶しなければならない。一方、性暴力の加害は、反復され、更なる被害に発展することも少なくない。このため、県では、被害者の回復に向けた支援はもちろんのこと、加害がなければ被害もないという視点から、加害を生まない、再犯させないための対策にも取り組んでいく必要がある。
- これまで加害者対策としては、性犯罪の罪で刑罰を受けた者に対する刑務所等での指導や、保護観察の処遇を受けた者に対する指導であり、これらは根拠法令に基づき対象者に一定の強制力のもと指導を行うものである。
- 一方、本条例に基づく規定は、性暴力を福岡県から根絶する目的で、対象者の再犯をなくすための強制力のない「支援」である。この考えのもと、以下のことを原則と据えておくべきではないか。
 - ・対象者が素直な自分の気持ちや出来事について開示できることがより治療効果を高めるという観点から、県が知り得た個人情報には本人の同意なしに外部に漏らすことがないことを基本とする。
 - ・県が支援に資する目的で他機関（法務省等）から対象者自身の情報を取得する際は、必ず本人の同意を取った上で行う。
 - ・個人情報を外部に提供する等、個人情報に関する対応は、文書の決裁又は協議の方法により、全て組織的意思決定を経て行う。
 - ・県（支援者）は、対象者に対し高圧的な態度や過度に指導的な態度を取ることなく、再犯防止を「支援する」という姿勢で対応する。
 - ・専門プログラムの提供にあたっては、一定の取り決め（※）を交わしておき、プログラムの提供が困難となった場合でも、相談や社会復帰支援の提供など、県として対象者が再犯しないためのできる限りの支援を行っていく。

※取り決めの内容例

○自傷・自殺、犯行予告への対応

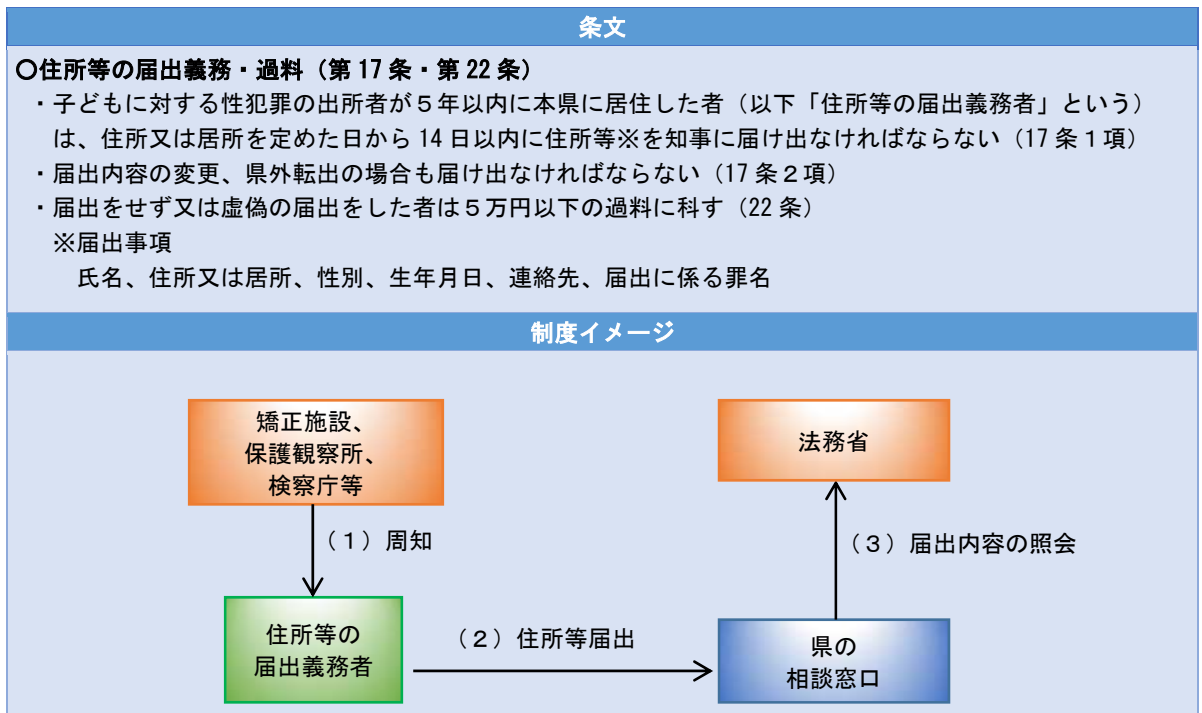
「向かいのビルの屋上なら鍵が空いているのでそこに登って死ぬつもりだ。遺書も書いた。」、「両親に対して怒りが募っている。今夜殺害しようと思う。」等の具体的な自殺や犯罪の予告が行われたりするときには、家族や関係機関に速やかに連絡をとって、保護する等の対策をとること

○専門プログラム提供の中止又は中断

次のような場合は、支援員の安全を確保することや、支援の効果が期待できないことから、専門プログラムの提供を中止又は中断する。

- ・暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づき判断）。
- ・面接室への刃物などの凶器の持ち込み、暴力、暴言、性的な行動などの危険な行為が見られたとき。

(2) 住所等届出制度



① 住所等届出制度の運用について

- 下記の対象者①（届出義務者）については、届出義務に該当する受刑の事実の有無や刑期の満了日の情報を本人の同意のもとに求める手続等（様式）を定める規則を制定してはどうか。
- 下記の対象者②～④については、支援を円滑に進める目的の範囲内で届出義務者に準じた情報を本人に求めることとしてはどうか。

対象者 (本県に住所・居所を定めた者)	提出を求める書類							届出事項の照会予定先		
	①氏名	②住所又は居所	③性別	④生年月日	⑤連絡先	⑥届出に係る罪名	⑦刑期が満了した日			
① 子どもに対し性犯罪を犯した刑期満了者で5年以内の者(17条1項、18条1項)	○	○※2	○	○	○	○	○	○	再犯防止指導プログラム又は治療の支援を求める申出書 ※6 ○ (届出事項等の内容を確認後、誤記や遺漏がなければ、申出書を受理する)	・出所した刑事施設の長
② 子どもに対し性犯罪を犯した執行猶予者、起訴猶予者、罰金刑者(18条3項)	○	○	○※3	○	○	○※4	—	—		—
③ 過去に性犯罪を犯した者で支援を求める者(19条2項)	○	○	○※3	○	○	○※4	○※4	—		—
④ 性暴力加害者(19条1項)	○	○	○※3	○	○	—	—	—		—

- ※1 届出事項に変更があった場合は、対象者に対して変更前後の内容及び変更年月日の届出を求める。
- ※2 県内に住所又は居所を定めた日を含む。居所の場合は民生児童委員や地元市町村の確認を求める場合がある。
- ※3 SOGIに配慮した記載様式とする。
- ※4 処分に係る罪名及び処分内容（実刑、刑の執行猶予、罰金刑）。取得できない場合も支援は行う。
- ※5 照会先の施設・機関の名称も記載。
- ※6 適切に支援を行うための取り決めへの同意の添付を求める。

- 過料制度については、県行政手続条例第 12 条の規定に基づき処分基準を定めるとともに、その運用については「住所等届出制度運用要綱」及び「加害者相談窓口運営の手引き」に定めることとしてはどうか。
 - 届出の実効性を担保するため、条例第 22 条で過料規定（届出不履行者又は虚偽の届出者に対して 5 万円以下の過料に処すること）を設けているが、この運用にあたっては、対象者本人からの届出だけでなく、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号（地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき）に基づき、国からの正確な出所者の情報提供を国に求めてはどうか。
 - 届出事項の照会予定先である法務省の所管施設・機関との連携をはじめ、住所等届出制度の全国的な周知徹底等を図るため、県は法務省との間で、覚書を交わしてはどうか。
 - 県は、情報管理の徹底をはじめ、住所等届出制度に関する運用についての事項を盛り込んだ住所等届出制度運用要綱をあらかじめ定め、その業務を遂行していくべきではないか。
- ② 本人の同意について
- 県が対象者に関する情報を取得又は外部に提供する際は、以下のとおり同意を取得する必要があるのではないか。
 - ア 住所等届出、支援の申出の際の法務省への照会に対する同意書（※）
 - i 対象者が釈放された刑事施設の長に対し、下記事項について照会することへの同意
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 罪名
 - ・ 刑期が満了した日
 - ii 法務省への照会にあたり、同意書の写しを同封することへの同意
 - イ 支援実施の際の専門医療機関や社会復帰支援機関等の関係機関への情報提供及び県が関係機関から情報提供を受けることに対する同意書
 - i 以下の情報のうち、関係機関の求めに応じ、本人が同意したものについて情報提供することへの同意
 - ・ 氏名、住所又は居所、性別、生年月日、連絡先、家族状況等本人の周辺環境、他の支援者の存在、心理検査の結果及び所見、支援経過 等
 - ii 関係機関の協力が得られる範囲で、受診状況等の情報提供を受けることへの同意

ウ 支援終了後の関係機関へのつなぎの際に情報提供を行うことへの同意書
関係機関から求めがある場合、本人の同意に基づき支援経過等の情報提供を行うもの

③ 捜査機関等からの照会への対応について

○ 県が加害者相談窓口における捜査機関等からの照会への対応については、「加害者対策の対応のあり方について」の考え方を基に、対応基準を以下のとおり検討してはどうか。

ア 以下については回答する

- ・ 本人の同意がある場合
- ・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条第 1 項（検察官、検察事務官又は司法警察職員が裁判官の令状により記録等の差押えをする場合）の規定による令状による捜索に応じるもの
- ・ 刑事訴訟法第 279 条（裁判所による公務所等照会）の規定による照会

イ 以下については、原則回答しない

- ・ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定による犯罪捜査のための照会（特に容疑者が特定されていない事件捜査に係る照会には例外なく回答しない）
- ・ 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2（弁護士会を通じての照会）の規定による弁護士が職務を行うための必要事項の照会

ウ 対応の考え方

県個人情報保護条例や医療機関における個人情報の取扱いについてのガイドライン（厚生労働省作成）を踏まえると、県が捜査機関等からの照会に回答することは、法令に基づくものとして問題ないとされている。

一方、加害者相談窓口は、加害がなければ被害もないという視点から、より多くの対象者の相談を受け付け、加害や再犯を防止するための支援を実施することにより、福岡県性暴力根絶条例の趣旨である性暴力から県民等を守るという目的のもと設置するものである。

本窓口で扱われる極めてプライバシー性の高い情報が厳格に守られないとなると、届出や相談は躊躇され、相談窓口として機能することはもはや困難となることから、守秘義務の内容としては相当高い程度で守られるべきである。それでも、照会に回答することによる本事業の適切な執行（相談窓口の機能維持）に対する不利益と、回答しないことによる公共の安全と秩序の維持への不利益の比較衡量により、回答しない場合の不利益の方が明らかに大きく、回答すべきであると県が組織的に意思決定した場合にのみ例外的に回答するものとする。

〈一部の委員からの意見〉

- 刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会によって報告を求められた公務所又は公私の団体は報告すべき義務を負うと解されている。したがって、捜査機関から捜査関係事項照会を受けた場合、回答義務を負う福岡県としては、その照会に回答することが原則であり、例外的に、回答することによって生じる本事業の適切な執行に対する不利益と、回答しないことによって生じる公共の安全と秩序の維持への不利益を比較衡量し、回答することによって生じる不利益が明らかに大きいと判断される場合には回答しないことも許容されるところである。
- 刑事訴訟法や個人情報保護法の解釈・抵触等、国の法令との関係が問題なので、総務省への意見照会をした方がいいのではないかと。行政権を執行する立場に立つと、この原則と例外の違いは重要な意味を持つものである。

(3) 再犯防止対策（加害者相談窓口の設置等）

条文

○受診の勧奨と社会復帰の支援（第18条）

- ・住所等の届出義務者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援。特に、こうした支援を受けること又は継続することが必要と認められる者には勧奨できる（1項）
- ・指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁する（2項）
- ・子どもに対し性犯罪を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行猶予者、起訴猶予者、罰金刑者にも準用（3項）

○加害者等からの相談（第19条）

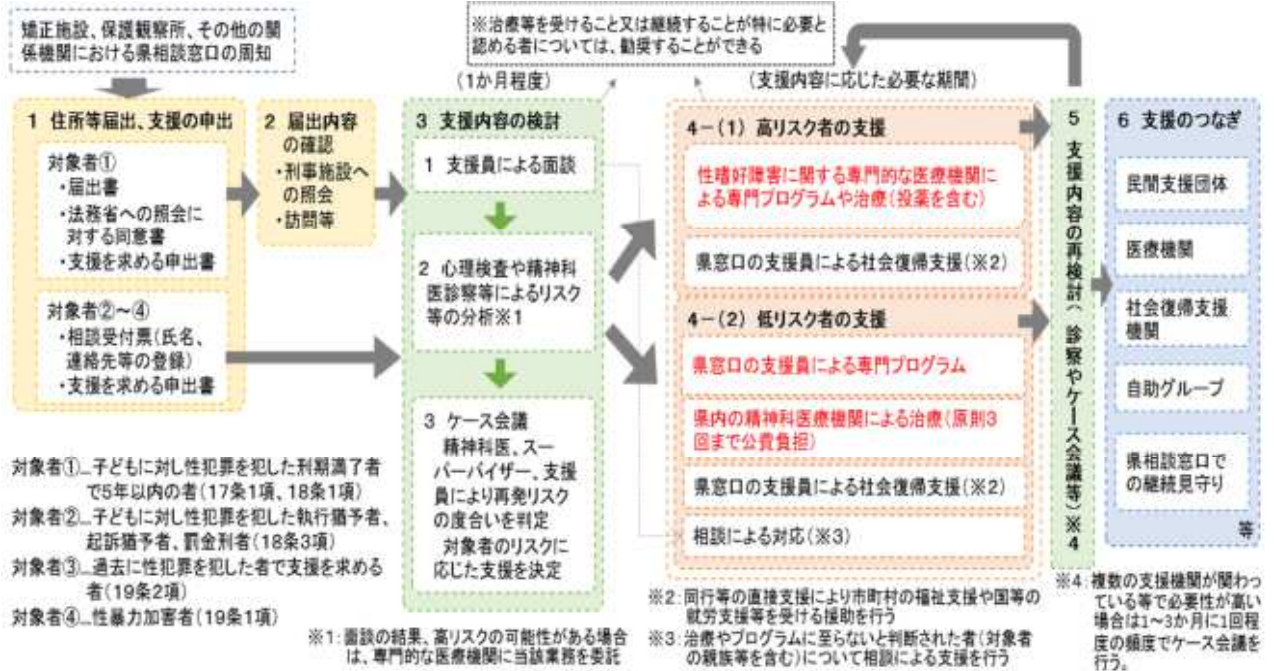
- ・性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、県が設置する窓口相談し、支援を求めることができる（1項）
- ・性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所等を定めた者が、治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、住所等の届出義務者の取扱いに準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置する（2項）

制度イメージ

	被害者	本県に住所又は居所を定めた加害者	
		元服役者	執行・起訴猶予者等
		出所後5年以内	左記以外
性犯罪を犯した者	18歳未満の子ども	17条1項届出義務者 18条1項による支援	18条3項による支援
	上記以外の者	19条2項による支援	
上記を含む性暴力の加害者	19条1項による支援		

① 再犯防止のための支援の流れについて

○ 以下の流れで支援を実施してはどうか。



② 専門医療機関における治療について（支援の流れ4—（1）高リスク者の支援）

○ 小児性愛者等で高リスクの対象者については、投薬も含めた性嗜好障害に対する専門的な治療が必要であるが、性嗜好障害の治療は保険適用が認められておらず、高額な治療費の負担が必要になる。そこで、高リスク者で一定の費用負担が可能な者は、以下の内容により専門医療機関で治療を行うことを支援してはどうか。

ア 対象者

ケース会議において、小児性愛者等で高リスク（性への依存度が高いなどで再犯する可能性が高く、投薬も含めた治療が必要な者）の対象者とされた者

イ 本人の費用負担

原則、毎月の負担額の3割（保険適用外であるため、7割相当を県が負担）。

ウ 公費負担の期限

専門医療機関からの報告を基に支援内容の再検討を行い、専門医療機関における治療を終結して他の支援に移行すると判断された時点まで

※条例に基づく協議・検討の場（仮称：性暴力対策会議）の部会（仮称：加害者対策支援専門委員会）で治療継続の妥当性をチェック。

エ 医療機関

性嗜好障害や依存症の治療を専門的に行っている医療機関

オ その他

これと別に、社会復帰支援が必要な者に対しては、県相談窓口で支援を行う。

③ 県の相談窓口における支援について（支援の流れ4－（2）低リスク者の支援）

○ 低リスク（再犯のリスクがそれほど高くなく、精神科受診による治療が必要な者）の対象者に対しては、県の窓口において無料でプログラムを提供し、精神科受診費については一部公費負担を行ってはどうか。

ア 再犯防止のための専門プログラムの提供

・対象者

ケース会議において、プログラムの実施が必要と判断された者

・実施方法

対象者のリスクや生活状況等に応じ、実施頻度や期間は個別に設定

対象者1名に対し、心理職2名の個別形式で行う

・プログラム

型となるプログラムをあらかじめ作成しておき、対象者ごとに必要なアレンジを加えたものを使用（プログラムの流れは以下のとおり）

I 自分の性暴力の起こるプロセスについて振り返る

・もともとの性格、素因

・幼少期からの経験から生み出された考え方のくせや行動パターン

・性にまつわる経験から生み出された考え方や対人関係パターン

・引き金

・引き金にあったときの自分の危険サイン

II 自分の性暴力に関するリスク要因について対処できる力を養う

・感情のモニタリング

・対人関係スキル

・認知や行動パターンの修正（42ページ以降で示している性暴力となる行為について理解させる）

・共感性を育む

・被害者の視点を持つ

III 生活基盤を整え、再犯防止を含む自分のよい人生を歩むことに目を向けさせる

・生活上の目標や価値観の見つめ直し

・再犯防止を含む自分の目標や価値観に沿った生活指導

イ 精神科医療機関における治療

・目的

性加害行為の背景の一部にあると考えられる疾患等について、当面の精神科受診の公費負担により、継続的な受診への足がかりをつくることで、再犯防止支援をより効果的に推進するもの。

・対象者

ケース会議で精神科での治療が必要と判断された者

・補助の範囲

1人につき原則上限3回（※）まで公費負担

※概ね、初診、検査、治療方針決定の3回まで

・医療機関との連携

本人が同意した範囲で、県相談窓口が実施した検査結果や相談経過等を医療機関へ情報提供する。

必要に応じて、医療機関と事前に打ち合わせを行うことや、受診に同行することにより連携を高め、より効果的な治療につなげる。

また、対象者と医療機関双方から協力が得られる範囲で、医療機関から受診状況等の情報提供を受け、県相談窓口における支援の充実にもつなげる。

④ 自助グループとの連携について

- 加害者は、受刑等により家族等のつながりが切れてしまう場合もあり、孤立化することで再犯のリスクが高まることも懸念される。
- 支援のつなぎ先として自助グループを紹介していくことは、孤立化を防ぐとともに、共通の課題のもと互いに支え合い、励まし合いながら社会復帰を目指す支援策の1つとして有効である。このため、県内で活動されている自助グループのオープンミーティングに参加するなどして、その特色を把握し、対象者に合った自助グループを紹介すべきではないか。

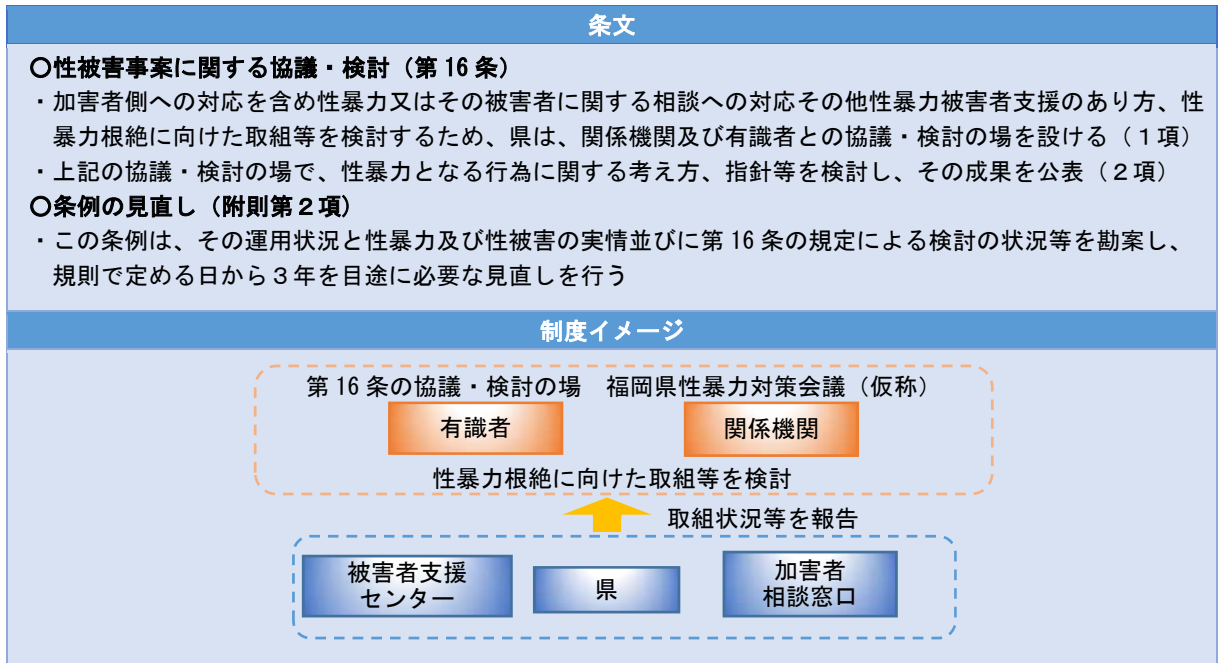
⑤ 加害者相談窓口の設置について

- 住所等の届出先と加害者相談窓口の一元化を前提として、加害者窓口については、次ページの表のような機能（業務内容）を持たせ、これに遂行する職員を配置してはどうか。
- 窓口設置後、条例16条による「協議・検討の場」において、相談内容・件数、支援実績などを踏まえた検証を行った上で相談支援機能や体制を見直すこととしてはどうか。

機能（業務内容）		ローテーション配置（3名）			必要時配置		
		心理職	社会福祉士	一般職	スーパーバイザー（心理職）	外部支援員（心理職）	精神科医
住所等届出	届出事務、関係機関への照会			○			
	住所又は居所の現地訪問（一般職1名と心理職、社会福祉士のいずれか1名の2名体制で実施）	○	○	○			
支援全般	支援員による面談	○	○				
	心理検査や精神科医診察等によるリスク等の分析	○	○				○ (必要時)
	ケース会議による支援方針の決定	○	○		○		○
	18条1項但し書の勧奨対象者の面談	○	○	○	○		○
再犯防止プログラム	低リスク者専門プログラムの実施、運用管理	○				○	
	低リスク者プログラムの実施指導				○ (必要時)		
治療	医療機関との調整（付添い含む）	○	○	○			
	医療機関の確保、公費支出	○		○			
社会復帰支援	社会復帰のための相談、直接支援		○				
	社会復帰支援機関、自助グループ等へのつなぎ	○	○				

4 性暴力対策に関する具体的方策について

(1) 条例第 16 条第 1 項の「協議・検討の場」のあり方



① 「協議・検討の場」の位置づけ

- この協議・検討の場は、以下の理由により、県の執行機関に附置される機関である地方自治法上の「附属機関」ではなく、国の機関その他の県から独立した関係機関、専門家等とともに、県の執行機関（所管部局）も参画し、協議等を行う会議とする。

（理由）

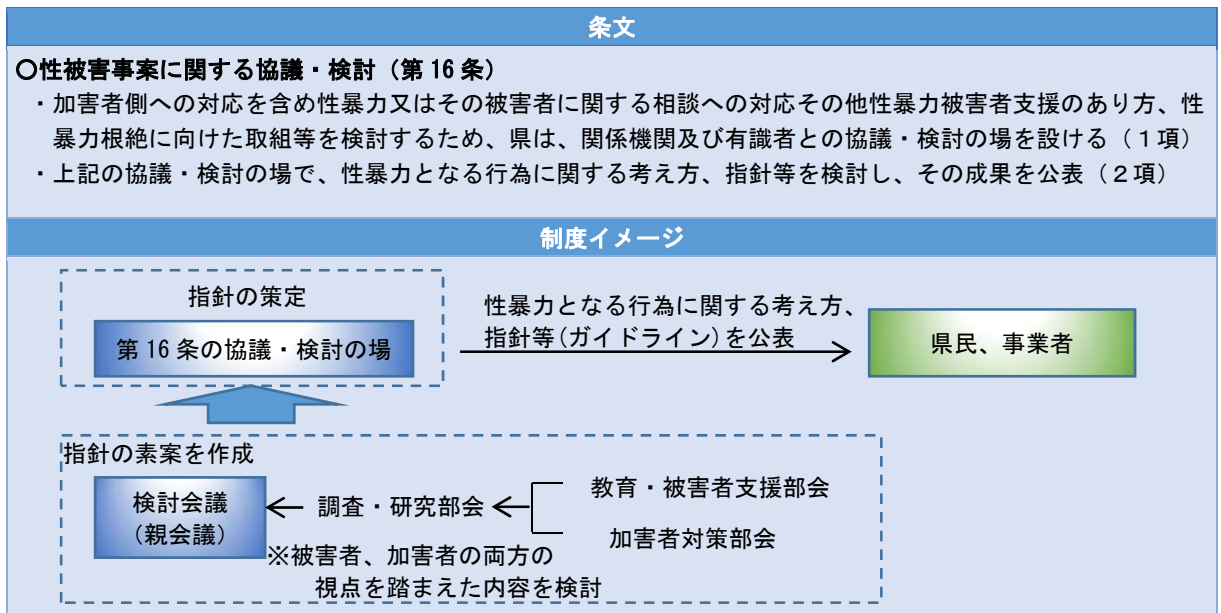
条例第 16 条の立法の趣旨を県議会事務局に確認したところ、「この協議・検討の場で検討することになる同条第 2 項の指針は、知事ほか県の執行機関の職務や法令上の権限に照らして、県の執行機関が主体的に定めることができるものではないこと。一方では、何らかの指針等に対する社会的な要請があることから、権限の主体とはなり得ない会議（体）の名で、つまり、会議構成員の一応の合意事項として定め、公表することで、県民の理解や自主的取り組みが促進されることを期待している。」とのことであるため。

②「協議・検討の場」の権能等

○ 協議・検討の場の権能等は、以下のとおりとはどうか。

会議名	構成	役割	開催頻度
福岡県性暴力対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者（性教育学、行政法、憲法、刑法、犯罪心理学） ・民間支援団体（被害者支援） ・民間支援団体（加害者対策） ・スクールカウンセラー ・精神科医（専門プログラム） ・臨床心理士（専門プログラム） ・弁護士 ・関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力となる行為に関する考え方、指針等の策定 ・性暴力対策アドバイザー派遣制度の実施状況を踏まえた検証及び全校実施に向けた制度内容、運用方法の検討 ・事業所等での性暴力根絶に向けた啓発活動の検討 ・被害者支援の実態に基づいた、施策や支援（相談対応を含む）のあり方の検討（個別の相談事案への対応は対象外）。 ・加害者対策の実態に基づいた、施策や支援のあり方の検討 	年2回 (春、秋)
加害者対策支援専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・精神科医（専門プログラム） ・臨床心理士（専門プログラム） ・弁護士 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者支援における医療費公費支出の妥当性等を個別ケースごとに検討 ・加害者対策の実態に基づいた、施策や支援のあり方の検討 (課題の抽出、海外等先進事例の情報収集) 	年4回 (四半期ごと)

(2) 性暴力となる行為に関する考え方（指針）の検討



① 指針について

- 条例第16条第2項に基づく「性暴力となる行為に関する考え方、指針等」（以下、「指針」という。）は、同条第1項の「協議・検討の場」を設置の上、検討し、その成果を公表するものとされている。
- この指針は、性暴力とは、その定義だけでは、どのような行為が性暴力となるのかの判断が必ずしも容易ではなく、また、性暴力の範囲、内容は、必ずしも一義的には決まらないため、県民にとって、一種の行動指針となるよう定める必要があることから、当面、42～43ページのとおり、基本的方向性を示し、次年度から取り組んでいく性暴力根絶等に関する教育・啓発活動等の参考としてはどうか。

② 性暴力が発生しにくい就労環境の整備

- 条例第2条第2項第4号において、「性暴力」としてセクシュアル・ハラスメント等を規定しており、職場でのセクシュアル・ハラスメント対策として、労務管理に精通した性暴力対策アドバイザーの知見を得て、指針の内容を盛り込んだ啓発ツールを作成するとともに、これを活用した企業等向けセミナー（※）を開催してはどうか。なお、男女雇用機会均等法に規定される職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策に基づき、既に県と国（福岡労働局）で連携して取り組んでいるセクハラ防止のためのセミナー等への組み込みも含めて検討してはどうか。
- その際、セクシュアル・ハラスメント防止のルールを社内の就業規則などに定めるだけでなく、企業風土の根幹から見直すことなど、先進的に取り組んでいる企業・事業所の取組みを紹介してはどうか。

※ 企業等向けセミナー

①対象

企業等の人事・労務担当責任者

②内容

- ・何がセクシュアル・ハラスメント等の性暴力となるのかへの気付き
- ・セクハラ等の性暴力につながり得るアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）への気付き
- ・リスクマネジメントとしての対策（企業ダメージ、裁判例、外国人材獲得へのダメージ）についての説明
- ・世界の常識から見た日本の現状
- ・行動変革や自社ルールづくりを行ったモデル企業の紹介

等

性暴力となる行為に関する考え方の基本的方向性（案）

1 性暴力とは

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言である。性暴力は、自分の気持ち
が尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

(1) 同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ。そのよう
な状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえない。

【同意があるとはいえない例】

- ・子ども（18歳未満をいう（※）。以下同じ。）に性的行為を行う
 - ・障がいがあって行為の意味が理解できない人に性的行為を行う
 - ・アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある
人に性的行為を行う
 - ・上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親
と子等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
 - ・配偶者やパートナー・恋人どうしであることを利用して一方的な性的行為を行う
 - ・以前は同意していても、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う
- ※国連子どもの権利条約に基づく。

(2) 以下に示す性的な行為や発言は、性暴力となる行為の例である。

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を
行うこと
- ・痴漢
- ・盗撮
- ・着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求すること及び、ネットに
配信すること
- ・性的な冗談やからかい
- ・AVへの出演強要
- ・人身取引による強制売春、性奴隷や強制的な結婚
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為
- ・避妊に協力しない、中絶を繰り返させること

2 性暴力被害に見られる特徴

(1) 性暴力は、被害にあった人や周囲の人に長期にわたって深刻な影響を与えることがある。

【性暴力の影響の例】

- ・ 心ころ：フラッシュバックやパニックなどの症状、自分を責める気持ち、孤立感、人
が怖い、集中できない、イライラしやすい
- ・ からだ：眠れない、食欲がない、朝起きられない、からだの痛み
- ・ 性の健康：性感染症、望まない妊娠、妊娠中絶

- ・二次的負担：司法手続き、転居、転校・退学、転職・離職、通院及びこれらに伴う経済的負担
- ・子どもが被害にあった場合、将来にわたって影響が続くこともある

(2) 性暴力に関する誤った固定観念から、被害者が責められたり、二次被害(※)を受けたりすることがある。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

【誤った固定観念の例】

- ・本当にいやなら抵抗するはず ⇒身体が固まってしまい、抵抗できない
- ・加害者は見知らぬ人 ⇒大半は顔見知り
- ・被害にあうのは若い女性 ⇒性別・年齢にかかわらず、被害が生じている
- ・肌を露出した服装をしているから被害にあう ⇒服装と被害は関係ない
- ・夜遅い時間に出歩いていると被害にあう ⇒昼間帯や室内での被害も多い

【二次被害となる言葉かけの例】

- ・被害者を責める「どうして逃げなかったの」「なぜ、すぐに相談しなかったの」
- ・被害を軽視する「忘れたほうがいい」「早く元気になって」

3 性暴力をなくすための対応

性暴力が起きる背景には、「女性は男性に従うべき」「少々暴力的な方が男性らしい」といった性差別や暴力を容認する考えがある。

どんな環境下でも、性暴力の責任は加害者にあり、許されるものではない。

被害にあった人が、二次被害を受けることなく相談し、安心・安全を確保され、必要な支援を受けられる環境が必要。

(1) 県民が行うべきこと

- ・身近にある性暴力に気づき、傍観者にならないこと
- ・「被害者にも落ち度がある」などの性暴力に対する誤った認識をなくすこと
- ・相談できる窓口があることを知って、被害にあった人に伝えること
- ・子どもの被害については、周囲の大人が気づいて、相談機関につなげる

(2) 事業者が行うべきこと

- ・就業規則に性暴力を許さないことを明示する
- ・従業員に対して、性暴力を防止するための啓発・教育を継続して実施する
- ・「女性にはお茶くみなどの補助的な仕事」などの性別役割分担をなくす
- ・相談窓口を設置し、適切な対応ができる相談員を配置する
- ・オフィスの可視性を高めたり、防犯カメラを設置したりする等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する
- ・被害にあった人が安心して就労を続けられるようプライバシーの確保や休暇を取得させるなど必要な措置をとる
- ・被害者の意向を踏まえた上で、加害者に対して厳正な対応を行う

性暴力となる行為に関する考え方を整理するための参考資料

この資料は、前2ページの基本的方向性を作成するにあたっての基となる考え方を明らかにし、今後、社会状況の変化に対応して指針を見直す上での参考とするものである。

1 性暴力の現状認識について

(1) どんな問題が起きているのか

- 性暴力による被害の特性とそれに則した配慮すべき事項は、条例第4条第2項において、以下のとおり定められている。
 - ① 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
 - ② 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
 - ③ 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
 - ④ 子どもや心身に障がいをもつ者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。
- 性暴力の被害は、被害者に身体的、精神的、経済的、社会的に様々な影響を及ぼし、生涯にわたって被害者を苦しめ続け、社会生活を困難にする場合が多い。具体的には、以下のようなことが考えられる。

○感情・考え方

強い不安、恐怖、混乱、恥、怒り、感情のコントロールが困難、自責感・無力感・孤立感

○身体・精神症状

不眠、食欲不振、過覚醒、フラッシュバック、回避、PTSD、うつ、解離、パニック、飲酒・薬物依存、希死念慮

○喪失体験

人間関係の拒絶、仕事の長期休職や離職、健康被害、コミュニティの崩壊

○二次ストレス

司法手続き、転居、転職、通院などの時間的拘束や、経済的負担

○性的な行動

性的行為への恐怖、過剰なセックス

○将来に対する影響

集中力低下に伴う学業不振、妊娠中絶による退学、人間不信に伴う就労困難、加害者が親や教師である場合の居場所の喪失に伴う家出、売春・AV出演強要などのさらなる性被害

※被害者本人だけでなく、家族や周囲にも影響する。被害後、何年も影響が続くこともある。

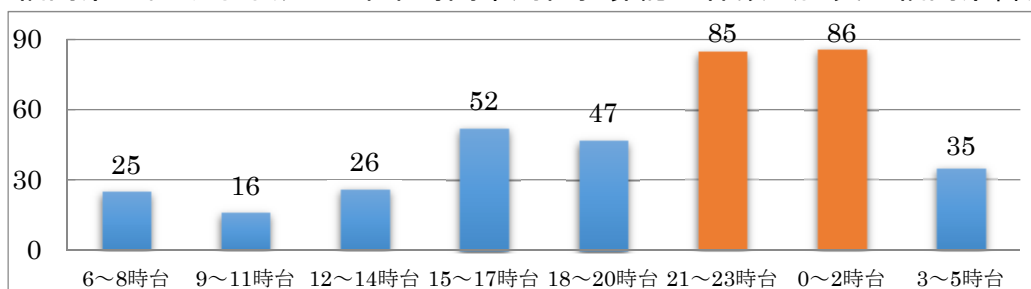
- 性暴力のある社会は、女性や子どもなどが安全に安心して生きられない社会であり、そのような環境の中では個々の能力を十分に発揮し、自己実現し、社会進出する力を阻害される。それは社会的な損失につながる。

(2) いつ、どこで起きているのか

- 本報告書5ページの性犯罪の場所別円グラフでは、路上での犯行が多くなっているものの、同3ページの内閣府調査によると、性暴力における加害者との関係は顔見知りの割合が多く、住宅内など密室で行われているものが多いとされている。

- 一方、性暴力が発生している時間帯は、性犯罪に限れば、下記の時間帯のとおり、夕方から夜にかけて多く発生している。

・福岡県における平成30年中時間帯別性犯罪認知件数（出典：福岡県警察）



※ 発生時間帯不明9件を除く

- ・ 21 時～翌 2 時台までの被害が最も多く、全体の約 45%を占める。
- ・ 15 時～17 時台までの被害が前年比 13 件（33%）増加している。

なお、本報告書 9 ページの相談時間帯の円グラフにあるように、性暴力被害者支援センターに寄せられる相談の時間帯で見ると、日中（9～17 時）が 4 割を占め、17～22 時、22～9 時もそれぞれ 3 割程度相談がある。

（3）だれが性暴力の加害者なのか

- 本報告書 3 ページ「①性暴力被害の現状」の「○加害者との関係」にあるように、顔見知りからの被害は被害全体の 7 割を占める。また、「男女間における暴力に関する調査（平成 30 年 3 月内閣府公表）」によると、恋愛関係によるデートDVの被害にあう可能性は、約 6 人に 1 人だと言われており、顔見知りによる性暴力が多いと考えられる。

2 性暴力の根絶に向けた課題と目指すべき方向性

（1）性暴力の根絶に向けた課題（なぜ、性暴力はなくなるのか。）

- これまで、社会では、男系世襲制、家父長制の下で、女は子どもを産み、家のために子孫を増やすための道具と見なされていた過去があり、女性の性的自由や性的自己決定権を尊重するという人権に基づいた考えが受け入れられてこなかった。
- こうした男性中心主義的な思想が根強い社会において、歴史の中で醸成された性に関する偏見、女性は男性に従属することが女性らしいとする一方、男性は少々暴力的な方が男性らしいとする固定的な性別役割の決めつけ（ジェンダーバイアス）が依然として存在し、二次被害（※）や性暴力の潜在化を生んでいるのが実態である。
- また、性的な問題に関して、性暴力は上記 1（2）、（3）のとおり、我々日常の身近な生活の中に潜んでいたり、二次被害が生じたりしているにもかかわらず、日本では、性と人権の教育や啓発が十分に行われてこなかった。むしろ、タブーなものや興味本位的なものとして、インターネットや子ども同士の会話などから知識（誤った知識や偏見も含まれる）を得てきた面があることも否定できない。
- 性暴力は、単なる一時的な暴力ではなく、上記 1（1）のとおり、被害者に精神的、身体的苦痛や、その後の生活に様々な影響を長期間に渡って与えることにより、性的人格権、性的自己決定権を侵害する人権侵害である。さらには、周囲の無理解や偏見に苦しみ、社会や人に対する信頼を失うといった深刻な状況に陥る。
- こうしたことから、全国で初めて「性暴力」を条例で定義した本県において、この指針を基に、人間の性的行動の意味を知り、性に関する権利を理解し、相手を大切にすること、相手との違いを認め合う性に関する人権教育・啓発を強化することは、喫緊の課題と考える。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

(2) 指針作成の目指すべき方向性

- 条例では、県民・事業者の力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくっていくことを目指している。
- そのため、この目指すべき方向性に向かって、条例で定める性暴力の定義等について、県民・事業者の理解を得られるようなわかりやすい内容とする必要がある。

(3) 指針の活用について

この指針は、総合的な教育（第11条）、研修等（第12条）及び広報・啓発等（第13条）において活用する。

このため、まずは、これらの施策の担い手（性暴力対策アドバイザー）をはじめ、第10条に規定する率先垂範者が、第16条第2項の指針についての理解を深め、第9条に基づく行動規範を実践した上で、県民・事業者へ理解を求めていく必要がある。

3 性暴力となる行為について

(1) 性暴力とは何か

条例では、性暴力については、関係法令などの用語を列記し定義しているが、県民にとって、一種の行動指針となるよう、次のとおりとしてはどうか。

「性暴力とは、望まない・同意のない（※1）性的な行為（※2）や発言（※3）である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利（※4）が否定される人権侵害（※5）である。」

※1 「同意のない」とは、被害者が「嫌だ」と言ったときだけでなく、嫌だけれど断れない、逃げられない、応じざるを得ない場合を指すほか、次ページ下から14行目のとおり、対等な関係で自発的に決めることができる状況下でない中で承諾を得たものを指す。

※2 性的な行為

相手が望んでないのに性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、待ち伏せやスマホを使って相手の行動を規制し孤立した状態にさせる、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦、避妊しない、中絶を繰り返させる、「セックスをさせるなら…」といって交換条件を出す、など

※3 性的な発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと、相手を思いどおりにするために「別れる」「死んでやる」といった脅す、など

※4 この権利は、性と生殖に関する健康と権利を意味するリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念である。リプロダクティブ・ヘルスは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であることであり、リプロダクティブ・ライツは、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことであり、以下の内容が含まれる。

- ・すべての個人とカップルが、子どもを産むか産まないか、産むならいつ産むか、何人産むかを自分自身で決めることができること
- ・安全に安心して妊娠・出産ができること
- ・子どもにとって最適な養育ができること

- ・他人の権利を尊重しつつ安全で満足のある性生活をもてること
- ・ジェンダーに基づく暴力、児童婚、強制婚や、女性性器切除(FGM)などの有害な行為によって傷つけられないこと
- ・強要を受けることなくセクシュアリティを表現できること
- ・誰もが妊娠・出産、家族計画、性感染症、不妊、疾病の予防・診断・治療などの必要なサービスを必要な時に受けられること

(出典:公益財団法人ジョイセフホームページ)

※5 性の権利は、※4のとおり、人が身体的、精神的、社会的に健康に生きるための根幹を成す自己決定権の1つであることから、憲法第13条に規定される生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を根拠に個人の人格的生存に不可欠な利益として保障されるべきであると考えられる。

(2) 同意について

日本の刑法では、強姦性交等罪の成立に、13歳以上の者に対する行為である場合、「暴行・脅迫」があったことを求めており、判例や学説ではそれを「抵抗を著しく困難にする程度」とされている。

一方、2014年8月に発効した欧州評議会の「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約(イスタンブール条約※1)」で、同意を得ていない性行為はレイプとみなすことが規定されたことを受けた動きとして、自発的な同意がない場合はレイプとみなすスウェーデン(※2)、相手の同意がなければレイプ(不同意性交)とみなすイギリス(※3)やドイツ(※4)など、「暴行・脅迫」の要件ではなく、自発的な同意の有無や不同意の意思表示の有無を要件とする動きも見られている。

同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ。そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえない。なお、子どもは、行為の意味を理解していない場合があるほか、心身の発達途上にあることから、同意があるとはいえない。

【同意があるとはいえない例】

- ・子どもに性的行為を行う
- ・障がいがあって行為の意味が理解できない人に性的行為を行う
- ・アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う
- ・上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親と子等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
- ・配偶者やパートナー・恋人どうしであることを利用して一方的な性的行為を行う
- ・以前は同意していても、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う

※1 イスタンブール条約 第36条—性暴力（強姦を含む）

1. 締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 同意に基づかず、他の者の身体に対し、いずれかの身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行なうこと。
 - b. 人に対し、同意に基づかない他の性的性質の行為を行なうこと。
 - c. 他の者をして、同意に基づかない性的性質の行為を第三者と行なわせること。
2. 同意は、自由意思の結果として、自発的に与えられなければならない。当該自由意思は、関連する状況の文脈において評価される。
3. 締約国は、上記1の規定が、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれた行為にも適用されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

※2 スウェーデン レイプ罪 2018年法改正

刑法第1条 レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

※3 イギリス 2003年性犯罪法

第1条 レイプ

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
 - (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
 - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
 - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

※4 ドイツ 刑法

第177条第1項

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

(3) 性暴力となる行為の例示

性暴力には、体への接触といった直接的な加害だけではなく、見る、撮影する、言葉によるもの等接触を伴わないものも含まれ、具体的には以下のような例がある。

- ・ 同意のない、体への接触
- ・ 同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・ 痴漢
- ・ 盗撮
- ・ 着替えやトイレ・入浴をのぞく
- ・ 性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求する、ネットに配信する
- ・ 性的な冗談やからかい
- ・ AVへの出演強要
- ・ 人身取引による強制売春、性奴隷や強制的な結婚
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ ストーカー行為
- ・ 避妊に協力しない、中絶を繰り返させる

※以上は性暴力の一例である。

※性暴力の被害を受けた人は、その恐怖から身体が固まるという反応が出る等、外から見てもその人の本当の意思を確認するのは難しいので、性暴力に該当するかどうかは、加害者側が判断することは難しい。

※被害者自身も、被害後の状況でその行為が性暴力であったかどうかを正確に判断することは難しいので、まず専門機関や周囲へ相談することが大事である。

4 性暴力となる行為の前提となる考え方

(1) 「境界線」について

「境界線（※）」とは、自分自身や自分のもの、場所に、人がどれくらい近くに寄れるか、どんな風になら触られてよいかなどの自分の感覚のこと。これは、自分と相手との間にある目に見えないフェンスのようなもので、これにより安心してまもられている感じにさせるもの。境界線は自分で決めるもので、人と違って良いもの。自分が引いた境界線を破って人が近づくことは性暴力となることがある。

※心理学用語であり、バウンダリーとも言われる。より詳細な解説は、性暴力被害者支援センター・ふくおかのホームページ (<http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/>) を参照されたい。

(2) プライベートゾーンとタッチの問題について

プライベートゾーンとは、口、胸、性器などの自分のからだの許可なく触れられたくない大切な場所（「水着で隠れるところ」「かくすところ」とも表現される）のことを言う。「良いタッチ」は、自分と相手に合意があるとき、やさしく心配りをしてタッチをして良いところにする一方で、「悪いタッチ」は、許可なく相手のプライベートゾーンに触ることや、境界線を破ることを言う。悪いタッチは性暴力となることがある。さらには、相手が子どもなどの場合は、相手自身がそれを「良いタッチ」と思うか「悪いタッチ」と思うか分からないという場合もあるため、親などのタッチをする側が相手を観察し、気遣う必要がある。

5 性暴力をなくすための対応

(1) 県民・事業者が行うべきこと

性暴力被害者は、自らに落ち度はない中、突然被害にあい、「1 性暴力の現状認識について」に記載のとおり、様々な影響に苦しむ。そして、「2 性暴力の根絶に向けた課題と目指すべき方向性」に記載のとおり、社会では今もなお性暴力に関する誤った固定観念やジェンダーバイアスが存在していることから、被害者はさらなる二次被害に苦しむ。例えば、性暴力に関する誤った固定観念の中には「被害者は大声をあげて助けを求め、逃げるはずだ」というものがあるが、被害者は実際、恐怖から身体が固まるとか、相手から何をされるかわからず何もできなかった等、抵抗しようにもできない状況に置かれることが多い。それにも関わらず、「なぜ逃げないのか」と言われれば、被害者には自分が悪いように感じられてしまう。

このため、県民は、性暴力の加害者、二次加害（※）者、傍観者にならないよう配慮し、以下のような対応を行うことが求められる。

また、事業者自らも同様の対応を行うとともに、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければならない。

※二次加害：二次被害を与える行為

① 県民が行うべきこと

- ・身近にある性暴力に気づき、傍観者にならないこと
- ・「被害者にも落ち度がある」などの性暴力に対する誤った認識をなくすこと
- ・相談できる窓口があることを知って、被害にあった人に伝えること
- ・子どもの被害については、周囲の大人が気づいて、相談機関につなげること

② 県民が（二次）加害者、傍観者にならないための心がけ

○被害者は自責の念を持つ心理傾向があることに配慮すること

- ・被害者は、自責の念を感じてしまう場合があるので、周囲者は「被害者は絶対に悪くない」という姿勢で居続けることが重要である。

- ・ 周囲者が性暴力に関する誤った固定観念（※）に基づいた言葉かけで二次被害を与えないよう注意する必要がある。

※性暴力に関する誤った固定観念とは、以下のような認識のことをいう。

- ・ 女性が挑発するから被害にあう →悪いのは加害者である
 - ・ 夜遅い時間に出歩いていると被害にあう →昼間・屋内での被害も多い
 - ・ 露出度の高い服を着ているから被害にあう →服装と被害は関係ない
 - ・ かわいいから被害にあう →容姿と被害は関係ない
 - ・ 性暴力は全て加害者の抑えきれない性的衝動に駆られて起こされる
→計画的な犯行が多く、また、夫婦間、恋人間における支配やコントロールに基づく性的な行為も性暴力である
 - ・ 男性の性欲処理のために性暴力被害を受けても仕方がない
→自分（行為を受けた側）が望まない行為は性暴力であり、あってはならないことである
 - ・ 女性には「強姦願望がある」 →ポルノ映画や雑誌等で描かれたものは演出であり、現実ではない
 - ・ 本当に嫌なら抵抗できるはずである →身体が固まってしまい、抵抗できない
 - ・ 被害の時に拒否や抵抗を示さなければ同意していたのと同じ
→同意は対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ
- ▼以下のような言葉かけは相手を傷つけることになる
- ✓ 責める 「なんでふたりきりになったの」「なんで今まで話してくれなかったの」
 - ✓ 脅す 「病院に行かないと大変！」
 - ✓ 軽視する 「そのうち忘れられる」「時間が経てば元気になる」
 - ✓ 疑う 「本当？」
 - ✓ 決めつける 「トラウマ反応が出るはず」「話すことが必ず回復につながる」
 - ✓ 否定する 「許してあげたら？」 「そろそろ立ち直ってもいい頃じゃない？」
 - ✓ 押しつける 「警察に行くべき」「家族に話すべき」「気分転換が必要」
「元気でいてください」（他の感情表現を禁じる）
 - ✓ 比べる 「あなたの場合はひどすぎる」「あなたはましな方」
 - ✓ 分析する 「本当はそう思っていないはず」
 - ✓ 安易な保証 「大丈夫」「よい方向に進むはず」
 - ✓ リードする 「すべてまかせて」（できないことの約束 本人の力を奪う）

○被害者の話を信じること

- ・ 性被害を打ち明けるのはとても勇気のいることなので、周囲者は「その話を信じる」という姿勢で接することが大事である。

○被害者はひとりじゃないこと

- ・ 被害者はひとりで抱え込んでしまうことがあるため、寄り添う姿勢でいることで、被害者は少しでも安心感を持つことができる。

○被害者は正常であること

- ・ 被害を受けて何らかの症状が出るのは当然のことなので、被害者自身がおかしくなっているわけではない。

○被害者の気持ちを尊重すること

- ・ 周囲者が被害者の気持ちを置き去りにした行動をすることなく、被害者の意思に基づいた対応をすることも重要である。

さらに、条例第9条第2項に規定するように、性暴力の発生場所、状況そ

の他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等（※1）、性暴力の被害者を特定し得る情報（※2）を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（※3）は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることから、許されないことを認識する必要がある。

※1 これには、被害者の氏名、住所、職業、年齢はもちろんのこと、当該被害者の置かれた状況・事情によって個別的に取扱を配慮すべき情報が様々にあることに留意する必要がある。

※2 この情報には、言葉で表現されるものだけではなく、例えば、被害者の家が特定され得る形で住居の写真と文章を合わせて流布させる等、写真や動画等も含む被害者に関わるあらゆる情報が含まれる。また、加害者と被害者の関係が近い場合に加害者側の情報を流布することで被害者の情報が明らかになる場合もあることから、加害者側の情報の取扱にも注意する必要がある。

※3 この行為に該当するかどうかは行為を行った者の悪意の有無に関わらず、被害者側の被害の有無やその大きさにより判断されるものであり、情報を取り扱う側が十分注意する必要がある。

③ 事業者が行うべき就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置

○傍観者にならないこと

職場のセクシュアル・ハラスメント対策の一環として、管理職は、従業員に対して研修などを通じて傍観者にならないための取組みを促す。

○性暴力となる行為の禁止のルールづくり

就業規則などに、性暴力となる行為を定め、それを禁止するルールを盛り込む。

○性別役割分担をなくす

「女性にはお茶くみなど補助的な仕事」などの性別役割分担をなくす。

○相談窓口の設置、周知

職場での性暴力の常態化を防止するため、専門的に助言できる相談窓口の設置（外部委託を含む）や、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への相談の周知を図る。

○就労環境整備上の配慮

オフィスの可視性を高めたり、防犯カメラを設置したりする等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する。

④ 性被害又は二次被害を申し出た者があるときの事業者の対応

○プライバシーの確保

被害者のプライバシーの確保に最大限の注意を払い、二次被害を起こさな

いように配慮する。

○休暇の取得

被害者は、被害直後から性暴力被害者支援センター・ふくおかや弁護士への相談、警察署への届出、病院への診察などに時間が割かれる。被害者が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう休暇が取得しやすい環境を整える。

- ・既存の特別な休暇の活用
- ・必要な休暇を付与する旨の事前の周知
- ・犯罪被害者等休暇制度の創設

○加害者への対応

職場内に加害者がいる場合は、被害者の意向を踏まえ、厳正な対応を行う。

(2) 行政に求められる教育・啓発上の配慮

上記(1)の県民・事業者が行うべきことを教育・啓発していく上では、特に、次の点に配慮し、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する必要がある。

○ 自助、自己防衛という面だけが強調されすぎて、被害者が自責の念に駆られないようにする。

例えば、啓発チラシの文句に「痴漢に注意」と入れてしまうと、被害者が「どうやって注意すれば良かったのか」と悩むこととなり、「被害に遭った自分が悪かった」「恥ずかしくてだれにも相談できない」というような自責の念に駆られ、被害者に二次被害を与えるとともに、性暴力の被害を潜在化させてしまうことになりかねない。

そこで、どんな状況であれ、「悪いのは、被害者ではなく痴漢をした加害者だ」という文言を入れるとともに、行政による教育・啓発は、「性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくる」という条例の趣旨が充分伝わるものとする必要がある。

○ 性について、自分に権利があることを明らかにする。

例えば、夫婦や恋愛関係において、相手が性的関係を求めてきたときに、嫌だと思っても、『NO』と言うと、相手が「自分への愛情がなくなり嫌っている」と受け止め、関係が悪くなったり、DVなど性暴力につながる可能性もある。また、そういったことを危惧して、『NO』と言い出せない状況が、性暴力の加害者であることを自覚しない相手にしてしまうことにもなりうる。

そこで、『NO』とは、「あなたが嫌いという意味ではなく、今はしたくない」という意味なので、『NO』と言う気持ちを尊重すること。つまり、性的関係において、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利があり、その権利を互いに尊重していく考え方を広めていく必要がある。

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(平成 31 年福岡県条例第 19 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例（平成 30 年福岡県条例第 34 号。以下「支援条例」という。）に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 176 条から第 181 条まで、第 225 条（わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。）、第 228 条（同法第 225 条に係る部分に限る。）、第 241 条第 1 項及び第 3 項並びに第 243 条（同法第 241 条第 3 項に係る部分に限る。）の罪
 - 二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 60 条第 1 項の罪
 - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。第 17 条第 1 項及び第 18 条第 3 項において「児童買春等処罰法」という。）第 4 条及び第 7 条の罪
 - 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）第 4 条（刑法第 241 条第 1 項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）第 3 条第 1 項から第 3 項までの罪
 - 六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

- 二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。
- 四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（以下「自己決定権」という。）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（以下「性的人格権」という。）を侵害する行為をいう。
- 五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。
- 六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。
- 七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。
- 八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。
- 九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十 子ども 18歳に満たない者をいう。

（基本理念）

第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

- 一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにしなければならないこと。
- 二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならない

いこと。

三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。

四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

(基本方針等)

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。

二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。

三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。

2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。

二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。

三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。

四 子どもや心身に障がいをもつ者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

(県の責務)

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、適切に対応しなければならない。

(市町村の責務)

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに

に、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。）は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

3 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、第1項の教育の

状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

(性暴力根絶等に関する研修等)

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

(性暴力根絶等に関する広報・啓発等)

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下「支援センター」という。）を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

- 一 専門の相談員による相談
- 二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
- 三 医療機関、警察署等への付添い及び助言
- 四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
- 五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第15条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この場合において、

支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

- 2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。）を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日（刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日）から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めるときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口で相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等、加害者が被害者に遭遇することがないように、配慮しなければならない。

2 知事は、性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

(被害者支援に関する特則)

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。

3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。

4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

福岡県性暴力対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）の全面施行に向けて、同条例に定める基本的施策の具体的方策等を検討するため、福岡県性暴力対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議、検討する。

- (1) 性暴力の根絶に向けた教育、啓発、研修及び性暴力被害者支援に関すること
- (2) 性暴力加害者対策に関すること
- (3) 性暴力対策の調査、研究に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する検討会議に属する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条に規定する事務を行うため検討会議に「教育・被害者支援部会」、「加害者対策部会」、「性暴力対策調査・研究部会」を置く。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、人づくり・県民生活部生活安全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議の議を経て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

福岡県性暴力対策検討会議委員部会名簿

資料3

会議役割	親会議		教育・被害者支援部会		加害者対策部会		調査・研究部会	
	所属・役職	氏名	所属・役職	氏名	所属・役職	氏名	所属・役職	氏名
学識経験者 (性教育学)	福岡県立大学 看護学部	(座長) 松浦 賢長	福岡県立大学 看護学部	(部会長) 松浦 賢長				
学識経験者(行政法)	九州大学大学院 法学研究院	(副座長) 大脇 成昭			九州大学大学院 法学研究院	大脇 成昭	九州大学大学院 法学研究院	大脇 成昭
学識経験者(憲法)	福岡大学 法学部	實原 隆志			福岡大学 法学部	(部会長) 實原 隆志	福岡大学 法学部	實原 隆志
学識経験者(刑法)	西南学院大学 法学部	平井 佐和子			西南学院大学 法学部	平井 佐和子	西南学院大学 法学部	平井 佐和子
学識経験者 (犯罪心理学)	福岡大学 人文学部	大上 渉			福岡大学 人文学部	大上 渉	福岡大学 人文学部	大上 渉
民間団体 (加害者対策)	性障害専門 医療センター	福井 裕輝	性障害専門 医療センター	福井 裕輝	性障害専門 医療センター	福井 裕輝		
スクールカウンセラー	日本臨床心理 士会理事	嘉嶋 領子	日本臨床心理 士会理事	嘉嶋 領子				
精神科医 (専門プログラム)			九州大学大学院 人間環境学研究院	黒木 俊秀	九州大学大学院 人間環境学研究院	黒木 俊秀		
臨床心理士 (専門プログラム)					福岡刑務所 性犯罪者処遇 スーパーバイザー	徳永 剛志		
臨床心理士 (専門プログラム)					福岡少年院 性犯罪者処遇 スーパーバイザー	中島 美鈴		
福岡県弁護士会	副会長	高松 康祐	犯罪被害者に関する 委員会委員長	林 誠			犯罪被害者に関する 委員会委員長	林 誠
			両性の平等に関する 委員会委員長	山崎 あづさ			両性の平等に関する 委員会委員長	山崎 あづさ
					刑事弁護等 委員会委員長	甲木 真哉	刑事弁護等 委員会委員長	甲木 真哉
弁護士 (条例を考える会)	犯罪被害者支援 条例を考える会 ・福岡	世良 洋子					犯罪被害者支援 条例を考える会 ・福岡	(部会長) 世良 洋子
福岡県医師会	専務理事	瀬戸 裕司						
福岡県臨床心理士会	理事	久世 大介						
(公社)福岡犯罪被害 者支援センター	専務理事 兼センター長	浦 尚子	専務理事 兼センター長	浦 尚子	専務理事 兼センター長	浦 尚子	専務理事 兼センター長	浦 尚子
日本司法支援センター 福岡地方事務所	副所長	伊藤 巧示						
福岡県男女共同 参画センターあずばる	センター長	神崎 智子						
福岡県看護協会			副会長	石山 さゆり				
福岡地方検察庁	総務部長	樋口 正行			総務部長	樋口 正行		
福岡矯正管区	更生支援 企画課長	大園 雄介						
福岡保護観察所	統括保護 観察官	末松 愛子						
北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部長	川之上 正						
福岡市	市民局 生活安全部長	谷口 哲也						
福岡県警察	生活安全 総務課長	篠崎 弘美						
福岡県教育委員会	教育振興部長	上田 哲子						
福岡県	人づくり・ 県民生活部長	山田 信吾						

福岡県性暴力対策検討会議運営方針

1 会議の公開について

会議(部会を含む。以下同じ)の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

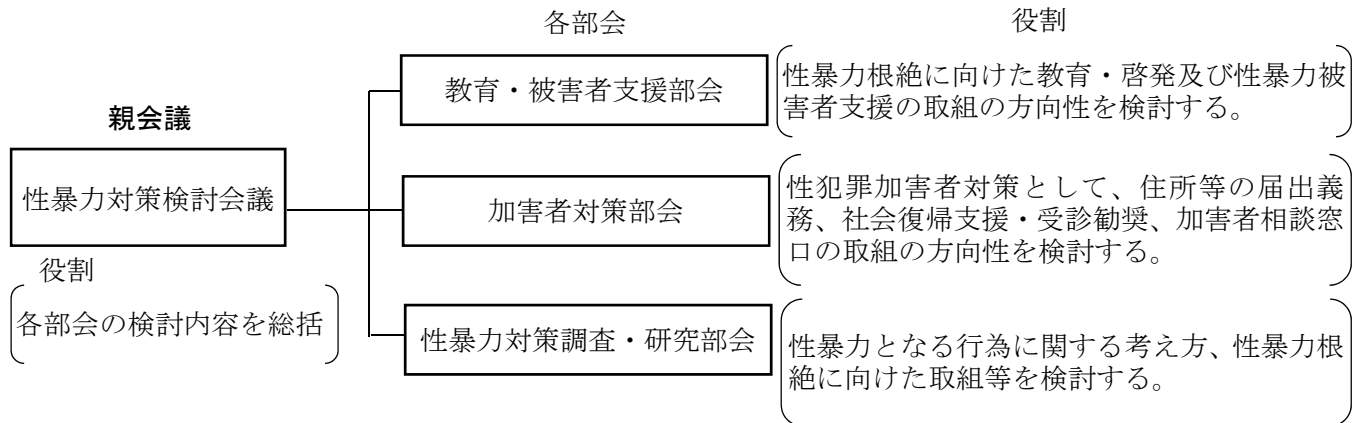
ただし、座長又は部会長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事要旨の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 会議の傍聴及び取材は、研究会の運営に支障をきたさない範囲において認める。
- (2) 会議資料は、傍聴者及び取材者に配布するとともに、県ホームページで公開する。
- (3) 議事要旨は、委員に確認の上、会議終了後1か月以内に作成し、県ホームページで公開する(発言者名は無記名)。
- (4) 開催日程は、県ホームページにおいて事前に周知する。

2 運営方針

- (1) 会議の存続期間は、令和元年度末とする。ただし、必要がある場合は延長することができる。
- (2) 会議では、委員から最新動向など情報提供をいただく。また、必要に応じて、検討事項に沿った講師を招聘する。
- (3) 会議は、下記のとおり開催し、各部会での検討結果を親会議に報告し、これを県への提言書(性暴力対策検討会議報告書)として取りまとめる。

【会議概要】



【会議スケジュール】

		R元 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月
性暴力対策検討会議(親会議)		○								○
部 会	教育・被害者支援部会		←→							
	加害者対策部会		←→							
	性暴力対策調査・研究部会						←→			

注) 上記のとおり年内までに、「教育・被害者支援部会」及び「加害者部会」での検討を終了したものを「中間とりまとめ案」とみなし、次年度からの県の取組に資する。

福岡県性暴力対策検討会議及び各部会の開催状況

○福岡県性暴力対策検討会議（親会議）

第1回（令和元年7月24日）

- 1 福岡県性暴力対策検討会議の運営等について
 - (1) 座長の選出について
 - (2) 副座長の選出について
 - (3) 各部会の会長及び構成委員の指名について
 - (4) 運営方針(案)について
- 2 性犯罪をはじめとする性暴力の現状と課題について
 - (1) 本県の取組
 - (2) 性暴力被害者支援センター・ふくおか活動紹介
 - (3) 刑事施設における性犯罪受刑者処遇の現状
- 3 条例の全面施行に向けた具体的方策の検討事項(案)について
- 4 その他

第2回（令和2年3月12日）

- 1 検討会議報告書の決定について
- 2 今後の活動について

○教育・被害者支援部会

第1回（令和元年8月7日）

- 1 専門家等の養成と派遣について
- 2 その他

第2回（令和元年9月12日）

- 1 専門家等の養成と派遣について
- 2 性暴力被害者支援の充実・強化について
- 3 その他

第3回（令和元年10月18日）

- 1 「教育・被害者支援部会中間とりまとめ（案）」について
- 2 その他

第4回（令和2年2月20日）

- 1 「福岡県性暴力対策検討会議報告書（最終とりまとめ案）」について
- 2 教育及び被害者支援に係る令和2年度当初予算案について
- 3 性暴力対策アドバイザー派遣事業における協力校での授業の実施報告について
- 4 その他

○加害者対策部会

第1回（令和元年8月23日）

- 1 住所等届出制度について
- 2 再犯防止対策（加害者相談窓口の設置等）について
- 3 その他

第2回（令和元年9月30日）

- 1 住所等届出制度について
- 2 再犯防止対策（加害者相談窓口の設置等）について
- 3 その他

第3回（令和元年10月21日）

- 1 「加害者対策部会中間とりまとめ（案）」について
- 2 その他

第4回（令和元年11月15日）

- 1 「加害者対策部会中間とりまとめ（案）」について
- 2 その他

第5回（令和2年2月19日）

- 1 「福岡県性暴力対策検討会議報告書（最終とりまとめ案）」について
- 2 加害者対策に係る令和2年度当初予算案について
- 3 その他

○性暴力対策調査・研究部会

第1回（令和元年12月16日）

- 1 福岡県性暴力対策検討会議中間とりまとめ案について
- 2 条例第16条の「協議・検討の場」のあり方について
- 3 性暴力根絶に向けた指針づくりについて
- 4 その他

第2回（令和2年2月25日）

- 1 「福岡県性暴力対策検討会議報告書（最終とりまとめ案）」について
- 2 「性暴力となる行為に関する考え方の基本的方向性（案）」について
- 3 その他

関係機関及び専門家へのヒアリング

- 福岡矯正管区及び福岡保護観察所（平成31年4月19日）
 - ・国における性犯罪者処遇について
 - ・性暴力根絶条例上の加害者対策について
- 福岡刑務所（令和元年5月27日）
 - ・施設見学
 - ・国における性犯罪者処遇について
 - ・刑務所における性犯罪再犯防止指導の実際について
- 福岡少年院及び福岡少年鑑別所（令和元年6月7日）
 - ・少年院における性非行防止プログラムについて
 - ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助業務について
- OSCA福岡グループ（令和元年6月7日）
 - ・オープンミーティングへの参加
- 福岡保護観察所（令和元年7月12日）
 - ・性犯罪者処遇プログラムの見学
- 福岡地方検察庁（令和元年9月5日）
 - ・住所等届出制度について
- 福岡矯正管区（令和元年9月9日）
 - ・住所等届出制度について
- 福岡県医師会（令和元年10月10日）
 - ・教育・被害者支援及び加害者対策の事業への協力について
- 法務省矯正局（令和元年10月11日）
 - ・受刑者情報の提供等に関する覚書について
- お茶の水大学戒能民江名誉教授（令和2年1月17日）
 - ・条例第16条第2項に基づく指針について
 - ・性暴力根絶条例に基づく施策について
- 福岡ジェンダー研究所（令和2年2月6日）
 - ・条例第16条第2項に基づく指針について
 - ・性暴力根絶条例に基づく施策について